

## 第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）及び第7期宇治市障害福祉計画・ 第3期宇治市障害児福祉計画（初案）について

第3期宇治市障害者福祉基本計画及び第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画につきましては、今年度策定作業を行っているところであり、このたび、初案として取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、パブリックコメントを実施し、本初案に対する市民の皆様からのご意見を募集しますので、併せてご報告いたします。

### 1 第3期宇治市障害者福祉基本計画（初案）の概要

第3期宇治市障害者福祉基本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」であり、宇治市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。本計画は、国や京都府の「障害者基本計画」を基本とし、かつ本市の基幹計画である「宇治市総合計画」や福祉部門の上位計画である「宇治市地域福祉計画」等の各種の関連計画との整合を図りながら、事業を展開していくものです。

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

### 2 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）の概要

第7期宇治市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、同法において国が定める「基本指針」に規定される事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。また、第3期宇治市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」となる法定計画です。

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間で、第3期宇治市障害者福祉基本計画（令和6年度～令和11年度）の障害福祉サービス分野における3か年の実施計画と位置づけられます。

### 3 計画に対するパブリックコメントの実施

#### (1) 実施期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

#### (2) 公表方法

- ① 市ホームページに掲載
- ② 障害福祉課窓口及び行政資料コーナーへの配架
- ③ 「市民の声投書箱」を設置している市内公共施設等への配架

#### (3) 周知方法

- ① 市政だより（12月15日号）に掲載
- ② 市ホームページに掲載
- ③ 関係団体に送付

#### (4) 意見の提出方法

- ① 障害福祉課へ持参
- ② 郵送
- ③ ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ 市民の声投書箱に投函

#### (5) 意見等の公表

お寄せいただいたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、市ホームページに掲載いたします。

### 4 計画策定にかかる今後の予定

パブリックコメントの結果を踏まえ、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会での協議を経て、文教・福祉常任委員会に報告後、令和6年3月策定予定。

## 第 3 期

# 宇治市障害者福祉基本計画 (初案)

宇 治 市



# 目 次

## 第1 計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の基本方針	5
5	計画の期間	6
6	施策体系	7

## 第2 分野別施策の方向

### I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

1	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1)	基本的な方向	8
(2)	主な施策	
(ア)	手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進	9
(イ)	情報アクセシビリティの向上	9
(ウ)	選挙等における配慮	10
2	意思決定支援の推進	
(1)	基本的な方向	11
(2)	主な施策	
ア	相談支援体制の充実	
(ア)	相談支援体制の充実	12
イ	こどもへの支援の充実	
(ア)	早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実	13
3	自立した生活の支援（福祉サービスの充実）	
(1)	基本的な方向	15
(2)	主な施策	
ア	障害のあるこどもへの支援の充実	

(ア) 障害のある子どもへの支援の充実	16
イ 地域生活を支えるための施策の充実	
(ア) 地域活動の支援	17
(イ) サービス提供基盤の整備	18
(ウ) その他のサービス	19
(エ) 精神障害のある人への施策の充実	20
(オ) 難病等対策の推進	21
ウ 住まいの場の確保に関する施策の充実	
(ア) 地域相談支援の充実	21
(イ) グループホームの利用促進	21
(ウ) 住宅のバリアフリー化の支援	22
エ 高齢化、障害の重度化への対応	
(ア) 重度の障害のある人への支援	22
(イ) 障害のある人の高齢化への対応	23
オ 生活安定のための施策の充実	
(ア) 各種福祉手当等の支給	23
(イ) 補装具・日常生活用具の給付等の実施	24
4 保健・医療の充実	
(1) 基本的な方向	25
(2) 主な施策	
ア 保健サービスの推進	
(ア) ライフステージに応じた保健サービスの推進	26
(イ) 高齢化への対応	27
イ リハビリテーション供給体制等の充実	
(ア) リハビリテーション供給体制の充実	28
(イ) 公費負担医療制度の運営等	28
ウ 精神保健医療の推進	
(ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
(イ) 医療機関との連携	29
(ウ) 情報提供の充実	29
5 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1) 基本的な方向	30
(2) 主な施策	
ア 雇用の促進	

(ア) 市民や企業への啓発等の充実	31
(イ) 市内企業等との連携	31
(ウ) ネットワーク組織との連携	31
(エ) 一般就労の定着の推進	32
(オ) 障害のある職員の採用	32
(カ) 契約制度の取り組み	32
イ 福祉的就労の充実	
(ア) 障害者施設の製品の販路拡大	32
(イ) 優先調達推進	33

## 6 教育の振興

(1) 基本的な方向	34
(2) 主な施策	
ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実	
(ア) インクルーシブ教育の推進	35
(イ) 就学と進路指導の充実	35
(ウ) 教育環境の整備	36
(エ) 教職員研修の充実	36
イ 生涯学習の充実	
(ア) 学校卒業後の学習機会の提供	36

## II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消

### 7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 基本的な方向	37
(2) 主な施策	
(ア) 差別の解消	38
(イ) 成年後見制度の普及・啓発	38
(ウ) 虐待の防止	38

### 8 安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本的な方向	40
(2) 主な施策	
(ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発	41
(イ) 建築物等のバリアフリー化の促進	41
(ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進	41

(エ) 住宅のバリアフリー化の支援（再掲）	42
-----------------------	----

## 9 防災・防犯等の推進

(1) 基本的な方向	43
(2) 主な施策	
(ア) 防災対策の推進	44
(イ) 情報登録制度の運営	44
(ウ) 福祉避難所の整備	44
(エ) 防犯対策の推進	45

## Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

### 10 理解と交流の促進

(1) 基本的な方向	46
(2) 主な施策	
(ア) 広報・啓発活動の推進	47
(イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進	48
(ウ) 交流・ふれあいの場の充実	48

### 11 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 基本的な方向	50
(2) 主な施策	
(ア) スポーツ活動の推進	51
(イ) 文化芸術、レクリエーション活動の推進	51

### 12 推進体制の整備

(1) 基本的な方向	53
(2) 主な施策	
(ア) 推進組織の整備	54
(イ) 福祉人材の確保・養成	54
(ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化	54



※「障害」の表記について

近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、「障害者」や「障がい者」といった表記を使用する場合がありますが、「第26回障がい者制度改革推進会議」（平成22年11月22日開催、内閣府所管）において、法令などにおける「障害」の表記のあり方について、「当面、現状の『障害』を用いる」との国の見解が示されました。

それ以降、国による用法の変更はないことから、本計画においても「障害」の表記を用いることとし、今後の国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討を行います。

※「児童」の表記について

本計画に位置付けられる障害者施策は広範囲にわたり、関係法令も多岐にわたります。法令によっては、18歳未満の人について、「幼児」「児童」「生徒」など、細分化されている場合がありますが、本計画においては可能な限り、18歳未満の人については「児童」で表記を統一しています。

---

---

# 第1 計画の基本的な考え方

---

---

## 1 計画の趣旨

宇治市では、平成24年3月に、「宇治市障害者福祉基本計画（第1期）」（以下、「第1期計画」といいます。）と共通の「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とする「第2期宇治市障害者福祉基本計画」（以下、「第2期計画」といいます。）を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

この間、国においては、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障害福祉サービス・地域生活支援事業その他の支援を総合的に行う体制が制度化されました。

そして、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行により、障害者に対する不当な差別の禁止等が明文化され、障害のある人の権利保障において大きく前進しました。

さらに、平成30年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者の文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が示されるなど、障害のある人の生活全般に関わる様々な法制度が整備されてきました。

一方、宇治市においても、平成29年12月に「宇治市手話言語条例」を施行し、手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段による意思疎通の普及を推進するなど、共生社会の実現に向けた仕組みづくりに努めてきたところです。

こうした中、第2期計画は令和5年度をもってその計画期間を終了します。

本計画は、これまでの取り組みと課題を整理するとともに、令和4年12月から市内の障害のある人等を対象に実施したアンケート調査の結果等による様々な意見を踏まえ、第2期計画に続いて障害者施策の一層の推進を図るため、令和6年度からの6年間における第3期の「宇治市障害者福祉基本計画」として策定するものです。

《第2期計画中の関連法・宇治市の条例等の動き》

年月	法令等
H24.10月	「障害者虐待防止法」の施行
H25.4月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (障害者総合支援法)の施行
	「障害者優先調達推進法」の施行
H26.1月	「障害者の権利に関する条約」の批准
H26.4月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行
H27.1月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)の施行
H28.4月	「障害者差別解消法」の施行
	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行
H28.5月	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行
H28.8月	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行
H29.4月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」の施行
H29.12月	「宇治市手話言語条例」の施行
H30.4月	「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行
H30.6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行
R1.6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」(読書バリアフリー法) の施行
R2.6月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) の一部を改正する法律」の施行
R3.5月	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定
R3.6月	「障害者差別解消法の一部を改正する法律」の公布 (R6.4月施行)
R3.9月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」
R4.5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

## 2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」であり、宇治市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画と位置付けます。

あわせて、本計画に基づく障害福祉サービス分野の3か年単位の実施計画として「宇治市障害福祉計画」及び「宇治市障害児福祉計画」を策定し、一体的な推進を図ります。

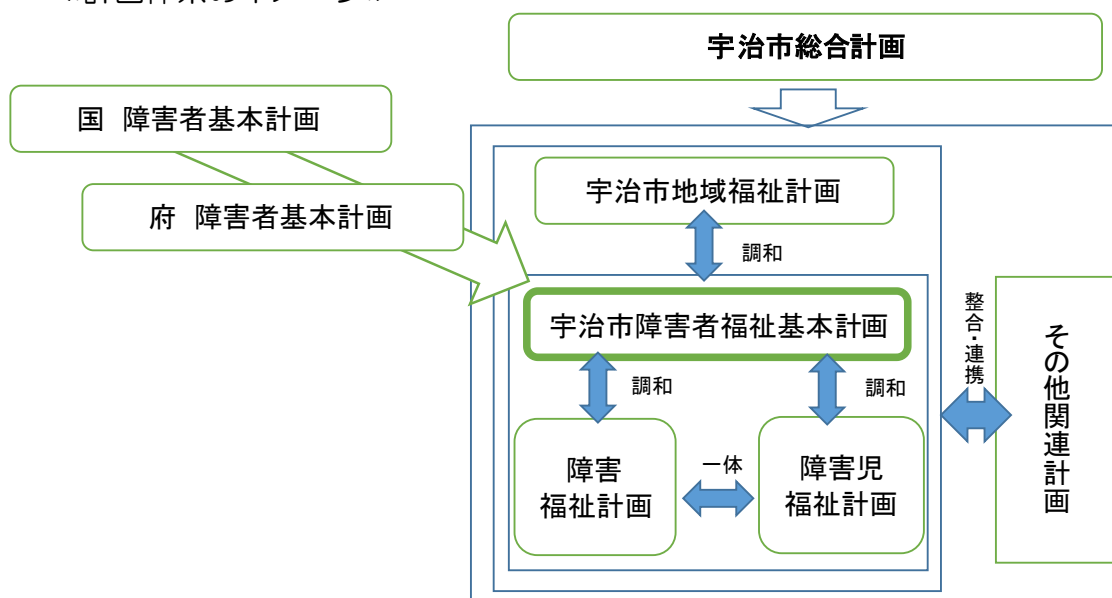
また、本計画は、国や京都府の「障害者基本計画」を基本とし、かつ本市の基幹計画である「宇治市総合計画」や福祉部門の上位計画である「宇治市地域福祉計画」、さらには「宇治市子ども・子育て支援事業計画」、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各種の関連計画との整合を図りながら、事業を展開していくものです。

なお、この計画において「障害のある人」は、「障害者基本法」第2条に定義される「障害者」を言います。

「障害者基本法」(抜粋)  
(定義)  
第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### 《計画体系のイメージ》



### 3 計画の基本理念

「第2期計画」では、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を計画の基本的な理念とし、様々な施策を推進してきました。

この理念は、おもに、障害のある人が一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることや、障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力の向上を通じ、参加と自立に寄与し、共生社会の実現を目指すものです。

一方でこの間、平成25年に施行された「障害者総合支援法」において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念のもとで、障害のある人の生活を総合的に支援する制度体系が示されるなど、各分野が有機的に連携した支援体制が求められています。

また、平成26年に批准された「障害者の権利に関する条約」では、「障害者の社会への参加・包容の促進」が謳われており、共生社会の実現のためには、障害のある人のみならず地域社会全体の視点から、障害のある人を含めた全ての人を受容し、相互に尊重して助け合う意識や仕組みの構築（インクルージョン）が不可欠になります。

本計画においては、「第1期計画」・「第2期計画」の理念をより発展的・普遍的に継承したうえで、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することができる社会（インクルーシブコミュニティ）を目指すことを基本理念に、全ての障害者施策を総合的かつ計画的に行っていきます。

## 4 計画の基本方針

「第3期計画」においては、次の3つの基本方針に基づき、各施策を推進します。

### (1) 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

共生社会の実現の前提には、障害のある人の基本的人権の尊重とその尊厳にふさわしい生活の保障があります。そして、障害のある人には、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される必要があります。

そのためには、障害のある人の自立に向け、その主体的な意思を尊重することが必要です。

### (2) 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消

障害のある人に対し、障害を理由として差別すること、権利利益を侵害する行為は、あってはならないことです。また、障害がある人にとって、障害をもたらす要因は、本人における心身の機能の障害だけでなく、障害のある人が、日常生活や社会生活を営むうえで制限をもたらす事物、制度、慣行、観念など一切の社会的障壁にもあります。

共生社会の実現のためには、物理的・精神的なあらゆる社会的障壁の解消が必要です。それに伴う負担が過重でないときには、障害のある人に対し、必要かつ合理的な配慮がされなければなりません。

さらに、これからの施策は、障害の有無にかかわらず、誰でも安心して快適に暮らすことが当たり前ができるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき進める必要があります。

#### 【ユニバーサルデザイン】

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

### (3) 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

障害のある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会（インクルーシブコミュニティ）を実現するためには、相互に理解し支え合ってまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、あらゆる機会を通じて、相互の交流と理解を深める取り組みを進める必要があります。

## 5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

なお、国や法制度の動向などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H30 (2018)	H31 R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
宇治市 障害者福祉基本計画	第2期 H24～R5 (12年間)						第3期 (本計画) R6～R11 (6年間)					
宇治市 障害福祉計画	第5期 H30～R2 (3年間)		第6期 R3～R5 (3年間)			第7期 R6～R8 (3年間)			第8期 R9～R11 (3年間)			
宇治市 障害児福祉計画	第1期 H30～R2 (3年間)		第2期 R3～R5 (3年間)			第3期 R6～R8 (3年間)			第4期 R9～R11 (3年間)			

## 6 施策体系

この計画の分野別の施策体系として、「4 計画の基本方針」における3つの基本方針のもと、次の12項目の主要分野に区分し、それぞれについて、施策の基本方向と主な施策をまとめています。

### I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

- 『1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実』
- 『2 意思決定支援の推進』
- 『3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）』
- 『4 保健・医療の充実』
- 『5 雇用・就業、経済的自立の支援』
- 『6 教育の振興』

### II 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消

- 『7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止』
- 『8 安全・安心な生活環境の整備』
- 『9 防災・防犯等の推進』

### III 市民相互の支え合いによる共生社会の実現

- 『10 理解と交流の促進』
- 『11 文化芸術活動・スポーツ等の振興』
- 『12 推進体制の整備』



---

---

## 第2 分野別施策の方向

---

---

### I 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保

#### 1 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

##### (1) 基本的な方向

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実については、「第2期計画」においても、補装具・日常生活用具の給付等の実施、障害のある人の地域生活を支える人材の養成・確保、選挙等における配慮などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、情報の入手に関して困っていることとして、「欲しい情報がどこにあるか分からない」、「インターネットが使えず、情報量が少ない」などの回答をいただいています。

この間、国においては、障害者による情報の取得利用・意思疎通にかかる施策を総合的に推進するため、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

その趣旨も踏まえ、障害のある人が、必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等の取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障害福祉サービスや市政だより等の行政情報について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、平成29年12月に制定した「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話を始めとする多様なコミュニケーション手段を尊重し、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、サービスの利用の促進、多様なコミュニケーション手段の普及啓発等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実を図ります。

## (2) 主な施策

### (ア) 手話言語条例に基づく意思疎通支援の推進

#### ◇市民向けの出前講座の実施

市内の学校・市民団体・企業等に対し、手話・要約筆記・点訳等の多様なコミュニケーション手段の普及や障害理解の促進に関する出前講座を実施し、共生社会の実現に向けた市民全体への啓発を図ります。

#### ◇各種奉仕員の確保と養成

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆記者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

#### ◇コミュニケーション支援の推進

手話通訳者や要約筆記者の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーション及び社会参加を支援します。

### (イ) 情報アクセシビリティの向上

#### ◇情報提供の充実

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・さわやか宇治・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

#### ◇情報技術の活用の支援

障害のある人が情報技術を活用できるよう、日常生活用具給付等事業において、周辺機器等の購入を助成し、障害のある人の情報バリアフリー化を支援します。

#### ◇ファックス等の利用助成

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュ

ユベルの利用費用を助成します。

◇「防災・安心情報」の配信

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、宇治市からの「防災・安心情報」を配信します。

◇Net 119 緊急通報システムの運用

聴覚、音声及び言語の機能障害のある人が、インターネット機能を利用して 119 番通報できる「Net 119」のシステムを運用し、円滑な緊急通報を支援します。

(ウ) 選挙等における配慮

◇投票環境の整備と情報の提供

障害のある人の選挙権の行使に係る障壁を解消するため、投票所のバリアフリー化、代理投票・不在者投票制度の円滑な実施など、投票しやすい投票環境の整備に努めるとともに、点字・音声・インターネットなど、様々な媒体による選挙情報の提供に努めます。

## 2 意思決定支援の推進

### (1) 基本的な方向

意思決定支援の推進については、「第2期計画」においても、相談体制の充実、障害のある児童への障害の早期発見と早期対応に取り組んできましたが、今回のアンケート結果では、行政や専門機関で相談しやすい体制をつくるために必要なこととして、「信頼できる相談者がいる」や「曜日や時間に関係なく応じてくれる」などの回答をいただきました。

障害者本人や支援する家族等の高齢化が進むなか、障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活・社会生活や障害福祉サービスの受給等に関して、本人の意向や利益に即した様々な意思決定が必要となります。

そのため、自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある人や家族等に対し、関係機関等と連携しながら、相談支援体制や制度周知の充実を通じて意思決定の支援を図ります。

また、こどもの障害の早期発見と早期対応により、障害のあるこどもの心身の健やかな成長につながるよう、各段階での健診及びその結果に基づく相談・指導等について、きめ細かな支援体制の整備を図ります。

## (2) 主な施策

### ア 相談支援体制の充実

#### (ア) 相談支援体制の充実

##### ◇障害者生活支援センターの機能強化と利用促進

障害のある人の地域生活に係る相談や支援の総合的な窓口である障害者生活支援センターについて、より多くの相談に的確に対応できるよう、センターの増設などにより機能強化を図るとともに、広く周知することにより利用促進に努めます。

##### ◇計画相談支援の利用促進

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等をもれなく利用できるよう、指定特定相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った計画相談支援のサービスの利用を促進します。

##### ◇地域自立支援協議会との連携

困難事例や制度の検討、障害に関する啓発等の取り組みについて宇治市地域自立支援協議会と連携するとともに、就労ネットワークの整備等の広域課題について山城北圏域自立支援協議会と連携することにより、障害のある人に対する支援の充実を図ります。

##### ◇身体・知的障害者相談員の活用

障害のある人の様々な課題に対して、障害当事者からの的確な助言等を受けられるよう、身体障害者相談員や知的障害者相談員の周知と活用促進を図ります。また、障害者生活支援センター、指定特定相談支援事業所、その他関係機関との連携に努めます。

##### ◇福祉制度パンフレットの作成と配布

障害のある人が利用できる制度や本市独自の障害者施策の周知のため、わかりやすい制度紹介のパンフレットを作成し、配布や開示を推進します。

##### ◇市の窓口・相談体制の充実

障害福祉課をはじめ、障害のある人の支援に係る庁内の窓口サービスの充実を図るため、職員研修や所属内での情報共有の充実に努めるとともに、関係部署相互の連携により、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めます。

## イ こどもへの支援の充実

### (ア) 早期発見と早期対応に向けた相談指導体制の充実

#### ◇初期における相談・指導体制の充実

こどもの障害に気づいた保護者が、いち早く悩みを相談し、カウンセリングや保護者同士の情報交換を通じて早期に的確な対応ができるよう、保健所や医療機関の連携のもとに相談・指導体制の充実に努めます。

#### ◇(仮称)乳幼児教育・保育支援センターとの連携

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、(仮称)乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

#### ◇療育等に関するネットワークの構築

保健所、児童相談所、障害児通所支援事業者、医療機関等と連携・協働し、障害のある児童の心身の発達に関して総合的な療育的支援を提供できる体制づくりに努めます。

#### ◇障害児相談支援の利用促進

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

#### ◇妊産婦等への訪問指導の充実

妊産婦や新生児の訪問指導を充実し、先天性疾患や障害を早期発見し、指導に努めます。  
また、乳幼児健診で早期発見された問題や障害のある乳幼児に対して、保健師や必要に

応じて発達相談員や栄養士による訪問指導の充実にも努めます。

#### ◇聴覚障害の早期発見の支援

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

#### ◇乳幼児健康診査の実施

3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診といった一連の乳幼児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め適切な指導を行います。健診に合わせて医療機関や保健所と連携し、個々に応じた相談や指導を行います。

#### ◇乳幼児へのフォローの充実

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談やあそびの広場、親子教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、保健所の発達支援クリニックや医療機関の紹介等を行います。

### 3 自立した生活の支援（福祉サービスの充実）

#### （１）基本的な方向

自立した生活の支援や福祉サービスの充実については、「第2期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、住まいの場の確保のための施策の充実、障害の重度化、障害のある人の高齢化への対応、生活安定のための施策の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で取り組んでほしい分野として、「福祉サービス」が最多の回答となっています。

障害のある人への福祉サービス等の給付に関しては、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行され、サービス体系として「障害福祉サービス」及び「地域生活支援事業」が制度化されました。

同法ではあわせて、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念が明記され、その実現のために、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を総合的かつ計画的に行うものとされています。

こうした趣旨のもと、今後も「障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量の確保とサービス提供体制の計画的な整備に努めるとともに、幅広い分野の施策や機関等とも連携し、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活の総合的な支援に努めます。

さらに、障害のある子どもへの支援にあたっては、保育・教育機関や放課後等の通所施設における療育等の充実を図ります。



## (2) 主な施策

### ア 障害のある子どもへの支援の充実

#### (ア) 障害のある子どもへの支援の充実

##### ◇障害児相談支援の利用促進（再掲）

障害のある児童が必要とする障害児通所支援等を的確に選んで利用できるよう、指定障害児相談支援事業者による、ケアマネジメント機能を伴った障害児相談支援のサービスの利用を促進します。

##### ◇障害児通所支援のサービスの提供

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など、児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、サービス情報の周知に努めます。

##### ◇障害児特別保育の充実

保育に欠ける障害のある児童の保育所への受け入れを行い、その児童の福祉の向上を図るために適切な保育職員の加配を実施し、保育の充実に努めます。また、障害児保育担当員等と発達相談員等の専門家との連携の強化に努め、保育内容の向上に努めます。

##### ◇（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携（再掲）

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要な子どもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

##### ◇育成学級での障害のある児童の受け入れ

就労等により保護者が不在となる間、安全安心な環境で心身の健全な育成を図ることができるよう、育成学級での障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めます。

##### ◇放課後や休日に活動できる場の確保

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

#### ◇自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

#### ◇小児慢性特定疾患児への支援

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

## イ 地域生活を支えるための施策の充実

### （ア）地域活動の支援

#### ◇ボランティア活動センターの活動支援

障害のある人の地域生活を支援するボランティア活動の輪が広がるよう、社会福祉協議会と協働して宇治ボランティア活動センターとの連携に努めるとともに、広報誌等による各種ボランティア活動の紹介・啓発や活動推進のための支援を進め、市民が積極的にボランティア活動に参加する機運の醸成に努めます。

#### ◇障害の種類に応じた自主的な講座等の支援

オストメイト講座や耳のこと何でも相談等、障害のある人の自主的な講座等の取り組みに対し、必要な支援を行います。

#### ◇障害者関係団体の紹介

市内の障害者関係団体の活動の活性化により、会員間での情報共有や支え合いが強化され、障害者福祉の一層の向上につながるよう、障害者関係団体の活動内容等について積極的に紹介していきます。

#### ◇各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆記者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

#### ◇交流教育の充実

障害のある児童とない児童が、互いに理解を深めて成長できるよう、学校での交流・共同学習の充実を図るとともに、地域での子供会活動や諸行事等への障害のある児童の積極参加を呼びかけるなど、交流教育の推進に関する取り組みを支援します。

#### ◇放課後や休日に活動できる場の確保（再掲）

障害のある児童が放課後や休日に活動できる場所の確保のため、放課後等デイサービス及び日中一時支援事業を推進します。

#### ◇地域活動支援センターによる支援

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

#### （イ）サービス提供基盤の整備

#### ◇「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」の推進

「宇治市障害福祉計画・宇治市障害児福祉計画」を策定し、その進捗管理を行うことにより、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

#### ◇地域生活支援拠点等の充実

「親亡き後」等を見据え、居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。

#### ◇訪問入浴サービスの充実

在宅での入浴が困難な重度の身体障害のある人に入浴の機会が確保されるよう、訪問入

浴サービスの充実に努めます。

#### ◇レスパイトサービスの提供

在宅で障害のある人を介護する家族が、日頃の心身の疲れを回復できるよう、レスパイトサービスを提供します。

#### ◇移動支援の充実

障害のある人の社会参加を推進するため、外出支援サービスの充実に努めます。

#### ◇日中一時支援の充実

障害のある人が日中に自宅以外で活動できる場所を提供するため、日中一時支援サービスの充実に努めます。

#### ◇福祉有償運送の推進

障害のある人の公共交通機関以外の移動手段として、NPO等による福祉有償運送が円滑に実施できるよう、宇治市福祉有償運送運営協議会を設置し、推進に取り組みます。

#### ◇福祉タクシー・ガソリン利用券の交付

重度の障害のある人の社会参加を支援するため、福祉タクシー・ガソリン利用券を交付し、タクシーを利用するときの運賃又は自家用車等の燃料費の一部を補助します。

### (ウ) その他のサービス

#### ◇施設使用料の減免

市の有料公共施設の入場料や使用料の割引や減免等を行うことにより、障害のある人の社会参加や余暇活動の充実に支援します。

#### ◇ふれあい収集の実施

障害のある人や高齢者等、ごみの集積場所まで家庭ごみを排出するのが困難な人のみの世帯に対し、個別訪問によりごみ収集を行うふれあい収集を実施します。

#### ◇車椅子の貸与

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため、車椅子の貸与を行います。

#### ◇各種費用助成の実施

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

### (エ) 精神障害のある人への施策の充実

#### ◇精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

#### ◇精神障害のある人の地域生活を支えるサービスの充実

精神障害のある人の地域生活を支援するため、訪問による生活訓練サービスの充実を図ります。

#### ◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

#### ◇精神障害のある人の社会復帰等の支援

障害の程度に応じた社会参加と自立を促進するとともに、グループ活動を通じて社会適応能力の向上を図るため、精神障害者社会復帰集団指導事業（グループワーク）を実施します。

#### ◇自立支援医療費（精神通院）の支給

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

#### (オ) 難病等対策の推進

##### ◇障害福祉サービス等の提供

難病患者に対し、本人のニーズや症状等に即して障害福祉サービス等を提供し、療養生活を支援するとともに、難病患者が障害福祉サービス等の対象であることについての制度周知に努めます。

##### ◇小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活及び家族等の介護負担の軽減を支援します。

### ウ 住まいの場の確保に関する施策の充実

#### (ア) 地域相談支援の充実

##### ◇地域生活支援拠点等の充実（再掲）

「親亡き後」等を見据え、居住支援を中心に障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制である地域生活支援拠点等について、拠点の確保及び拠点間の連携等の推進により、市内全域での拠点機能の充実を図ります。

##### ◇地域移行支援の実施

障害のある人が施設入所や長期入院から地域生活に移行する際に、地域移行支援のサービスによって住居の確保や新しい生活の準備等の相談支援を行い、本人のニーズに応じた円滑な地域移行を支援します。

#### (イ) グループホームの利用促進

##### ◇グループホームの施設の充実

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営む場として、幅広い障害の種別や特性に対応可能なグループホームの充実を図るため、開設を予定する法人等に対し、補助制

度など必要な情報提供を行います。

#### ◇グループホームの利用に際しての助成

低所得のグループホームの利用者に対して家賃助成を行い、グループホームの利用に係る費用負担の軽減を図ります。

### (ウ) 住宅のバリアフリー化の支援

#### ◇住宅改修費の助成

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

## エ 高齢化、障害の重度化への対応

### (ア) 重度の障害のある人への支援

#### ◇医療的ケアが必要な人への支援

障害者施設等や教育・保育施設など、各ライフステージでの社会生活に関わる様々な場所において、看護師や施設の職員等による医療的ケアが円滑に提供されるよう、京都府等の関係機関と連携しながら必要な支援や情報の提供に努めます。

#### ◇重度心身障害老人への医療費の助成

重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

#### ◇強度行動障害のある人への支援

行動援護や短期入所、日中活動系サービス等を組み合わせながら、地域で安定した生活が送れるよう必要なサービスを提供します。

#### ◇重症心身障害児・者や重度の障害のある人への支援

重度訪問介護や短期入所、療養介護などの日中活動系サービス等を組み合わせながら、地域で安定した生活が送れるよう必要なサービスを提供します。

## (イ) 障害のある人の高齢化への対応

### ◇介護保険制度との連携

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを利用できるように、介護保険制度との連携・調整を図ります。

### ◇高齢者福祉との連携

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組みます。

### ◇高齢化に対応した在宅福祉の充実

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実を図ります。

## オ 生活安定のための施策の充実

### (ア) 各種福祉手当等の支給

#### ◇各種福祉手当の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、経過的福祉手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。

#### ◇公的年金制度等に関する市の相談体制の充実

障害基礎年金や特別障害給付金は、障害のある人の生活安定において重要な制度です。このため、関係部署の連携により相談体制の充実に努めます。

#### ◇在日外国人重度障害者特別給付金の支給

国民年金法の制度が適用されず、制度的無年金となっている在日外国人の重度障害者に対する給付が、国で制度化されるよう、引き続き国に要望します。市では、国で救済措置



がなされるまでの間の独自施策として給付金を支給します。

#### (イ) 補装具・日常生活用具等の給付等の実施

##### ◇補装具費の支給

障害の状態から補装具の購入または修理が必要と認められた障害のある人に対し、その費用を支給します。

##### ◇日常生活用具の給付

在宅の重度の障害のある人や児童に対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付等を行います。

##### ◇小児慢性特定疾患児への支援（再掲）

小児慢性特定疾患に罹患する児童に対し、必要とされる日常生活用具を給付し、本人の日常生活の支援及び家族等の介護負担の軽減を図ります。

##### ◇車椅子の貸与（再掲）

障害のある人の一時的な車椅子利用に対応するため車椅子の貸与を行います。

##### ◇ファックス等の利用助成（再掲）

聴覚障害のある人のコミュニケーション手段を確保するため、ファックス及びフラッシュベルの利用費用を助成します。

##### ◇障害者施設等通所交通費の助成

公共交通機関を利用して障害者施設等に通所する障害のある人に、交通費の一部を助成し、社会参加や訓練を支援します。

##### ◇各種費用助成の実施（再掲）

障害のある人の社会参加や生活の基盤となる住宅の整備等を促進するため、自動車運転免許取得費用、自動車改造費用、住宅改造費用の一部を助成します。

## 4 保健・医療の充実

### (1) 基本的な方向

保健・医療の充実については、「第2期計画」においても、地域生活を支えるための施策の充実、リハビリテーション供給体制等の充実、精神保健医療の推進などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人の福祉の充実のために、今後宇治市で力を入れて取り組んでほしい分野として、身体障害者は「医療」、障害児全体では「発達支援」に多くの回答をいただきました。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害の原因疾患への対応をはじめとする適切な医療サービスを身近な地域で受けられるとともに、障害からの回復・重症化予防のためのリハビリテーションや、ライフステージに応じた健康診断・健康管理等の支援が必要とされます。

特に、精神障害や発達障害などの障害については、保健・医療によるケアが障害の緩和や社会的適応につながりやすいため、保健・医療の関係機関との連携が重要となります。

こうした点を踏まえ、障害のある人それぞれの障害の種別や特性に沿ったきめ細かな保健・医療の充実に努めます。

## (2) 主な施策

### ア 保健サービスの推進

#### (ア) ライフステージに応じた保健サービスの推進

##### ◇聴覚障害の早期発見の支援（再掲）

聴覚障害を早期に発見するため、新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を配付し、検査の結果、要精密検査と判定された場合、医療機関との連携や本人への支援などを行います。

##### ◇乳幼児健康診査の実施（再掲）

一連の乳幼児健診として3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診を実施するとともに、健診に合わせて、医療機関や保健所と連携して個々に応じた相談や指導を行い、疾病や障害の早期発見及び早期対応に努めます。

##### ◇乳幼児へのフォローの充実（再掲）

乳幼児健診で心身の発達に問題の生じるおそれがあるとされた乳幼児を対象に、予防的観点も含めて発達相談やあそびの広場、親子教室等による経過観察を行い、問題の軽減に努めます。また、必要に応じて疾病や障害の早期発見のため、保健所の発達支援クリニックや医療機関の紹介等を行います。

##### ◇妊産婦等への訪問指導の充実（再掲）

妊産婦や新生児への訪問指導の充実に努め、先天性疾患や障害の早期発見及び適切な指導につなげます。また、乳幼児健診で発達上の問題や障害を早期発見された乳幼児に対しても、必要に応じて保健師・発達相談員・栄養士による訪問指導の充実に努めます。

##### ◇心身障害児等の通園の支援

心身や言語の発達に問題を抱えるこどもとその家族の早期療育のために、心身障害児等通園事業を実施します。

#### ◇心身障害児者歯科診療の充実

心身障害児者歯科診療を充実し、障害のある人や児童の歯科衛生の向上に努めます。

#### ◇成人期における健康診断の推進

成人期からの障害の発生を予防するために、各種の健康診査・がん検診等の充実に努めます。

#### ◇予防接種の推進

障害のある人の多くは基礎疾患を有しており、感染症等の罹患時に重症化しやすいため、高齢者等インフルエンザ予防接種などにより、発症及び重症化の予防に努めます。

#### ◇健康診査や医療についての情報提供の充実

障害のある人や児童の歯科診療や各種の健康診査・がん検診等についての情報提供に努め、障害のある人が医療や健診を受診しやすい環境をつくれます。

#### (イ) 高齢化への対応

#### ◇介護保険制度との連携（再掲）

介護保険制度による給付の対象者については、介護保険サービスが優先的に適用されるため、障害のある高齢者が、制度のはざままで支援から漏れることなく必要なサービスを適切に利用できるよう、介護保険制度との連携・調整を図ります。

#### ◇高齢者福祉との連携（再掲）

介護保険制度による各種サービスの提供や介護予防・日常生活総合支援事業等を通じて、日常生活の支援、介護状態の維持・改善及び介護予防などに取り組みます。

#### ◇高齢化に対応した在宅福祉の充実（再掲）

障害のある高齢者の在宅生活において必要とされるサービスについて、介護保険制度との連携のもと、介護保険サービスへの上乗せ分や障害福祉サービスに固有のサービス等の提供を行い、在宅福祉の充実に努めます。

## イ リハビリテーション供給体制等の充実

### (ア) リハビリテーション供給体制の充実

#### ◇リハビリテーション供給体制の充実

障害福祉サービスの自立訓練（機能訓練）や生活介護のほか、介護保険サービス、高齢者福祉事業との連携を図りながら、地域におけるリハビリテーション供給体制の充実に努めます。

### (イ) 公費負担医療制度の運営等

#### ◇自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害のある人に対して、障害の軽減・回復につながる手術や、重度障害に対応して継続的に行われる人工透析等に関する医療費として、自立支援医療費を給付します。

#### ◇自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を給付するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

#### ◇自立支援医療費（育成医療）の支給（再掲）

身体に障害がある児童を対象に自立支援医療費（育成医療）を給付し、その障害の除去や軽減を支援します。

#### ◇重度心身障害児者への医療費の助成

重度の心身障害のある人に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

#### ◇重度心身障害老人への医療費の助成（再掲）

重度の心身障害がある高齢者（後期高齢者医療制度被保険者）に対して、医療費の自己負担額を助成します。また、重度の精神障害等のある人への適用範囲の拡充を図ります。

## ウ 精神保健医療の推進

### (ア) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ◇精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築（再掲）

精神障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、保健所、医療機関、障害福祉サービス事業所、当事者・ボランティア団体等と幅広く連携を図りながら、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加等に関する相談と支援に対応した包括的なケアシステムの構築を目指します。

### (イ) 医療機関との連携

#### ◇精神障害のある人への相談支援の充実

保健所や医療機関、指定一般相談支援事業者等との連携のもと、精神障害のある人の症状や特性に寄り添った相談支援により適切な医療につなげ、早期の回復や障害の緩和を支援に努めます。

#### ◇自立支援医療費（精神通院）の支給（再掲）

精神科・神経科等への継続的通院が必要な人に対して自立支援医療費を支給するとともに、制度の周知にも併せて取り組みます。

### (ウ) 情報提供の充実

#### ◇情報提供の充実（再掲）

障害のある人の生活に関わる情報全般について、市政だより・さわやか宇治・FMうじ・ホームページ・SNS等の様々な媒体を通じて、わかりやすく効果的な情報提供及び啓発を実施します。

## 5 雇用・就業、経済的自立の支援

### (1) 基本的な方向

雇用・就業、経済的自立の支援については、「第2期計画」においても、雇用の促進、福祉的就労の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、今後希望する暮らしを送るために必要とする支援として、精神障害者（18歳以上）及び障害児全体では、「経済的な自立のための就労支援」と「経済的な負担の軽減」に多くの回答をいただきました。

障害のある人にとって雇用・就業は、経済的自立の手段であるとともに、社会参加や社会貢献の基本となるものであり、今後も働く意欲のある障害のある人が、可能な限り本人の希望に応じて働くことができる環境づくりを進めることが必要です。

この間の雇用・就業に関する制度としては、平成25年に「障害者優先調達推進法」が施行され、障害者就労施設等の生産活動の支援が規定されるとともに、平成25年・令和元年・令和4年に「障害者雇用促進法」が順次改正され、障害者への差別の禁止・合理的配慮の提供義務・国及び地方公共団体による率先的な雇用・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など、雇用の分野における障害者の権利保障等が示されたところです。

今後も、障害のある人の雇用と就労を促進するため、事業主をはじめ市民に対する啓発を進め、一人でも多くの障害のある人が、一般就労や福祉的就労など、本人の意向や適性に沿った多様なかたちで働き続けることのできる環境づくりに努めます。

## (2) 主な施策

### ア 雇用の促進

#### (ア) 企業や市民への啓発等の充実

##### ◇市民や企業への啓発等の充実

障害のある人の雇用促進を図るため「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、企業や市民に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコネクト制度や施設整備助成制度など国の各種助成制度の情報提供に努めます。

#### (イ) 市内企業等との連携

##### ◇農業・産業の分野との連携

障害のある人の一般就労や障害者就労施設等への委託業務につなげるため、農業・産業の分野との連携構築及び協働による取り組みを進めます。

##### ◇京都府はあとふる企業との連携

京都府が推進する「京都はあとふる企業」の認証制度と連携し、市内企業に対して、制度の周知及び障害のある人の積極的な雇用の呼びかけを行い、市内から多くの企業が認証を受けられるよう努めます。

#### (ウ) ネットワーク組織との連携

##### ◇関係機関との連携による相談体制の充実

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者就労施設等との連携を強化し、一人一人の障害のある人の特性に応じたきめ細かい就労相談体制の充実を図ります。

##### ◇山城北圏域自立支援協議会との連携

山城北圏域自立支援協議会の就労部会と連携し、広域における啓発や情報交換を通じて、障害のある人の雇用促進を図ります。



## （エ）一般就労の定着の推進

### ◇一般就労の定着の推進

障害者就労施設等から一般就労に移行した障害のある人について、就労後に就労定着支援サービス等により必要な指導・助言が得られ、一般就労先の企業等に定着できるよう、就労定着支援サービスの普及啓発や関係機関との連携に努めます。

## （オ）障害のある職員の採用

### ◇市職員採用の促進

一事業所としての宇治市において、障害者雇用促進法の理念や法定雇用率を踏まえ、障害者雇用の推進を図ります。

### ◇訓練的雇用の実施

一般就労を目指す障害のある人を会計年度任用職員として任用し、「サポートチーム」として指導員のもとで庶務的業務に携わってもらうことにより、一般就労に向けたスキルアップを支援します。

## （カ）契約制度の取り組み

### ◇総合評価競争入札の取り組み

障害のある人の一般就労及び地元企業等の地域社会への貢献を促進するため、障害のある人の法定雇用状況を評価項目にした、条件付き一般競争入札（総合評価競争入札）制度に取り組みます。

## イ 福祉的就労の充実

### （ア）障害者施設の製品の販路拡大

#### ◇障害者施設の製品の販路拡大

市役所における障害者施設の販売機会である「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの充実や、障害者施設の製品のPR、本市の行事での活用等により、障害者施設の製品の販路拡大に努めます。

◇市内の企業等への広報

市内の企業等に向け、障害者施設の製品、提供可能な役務、各種の民間イベント等への出店について広報を行い、官公需を超えた広い範囲への販路の拡大に努めます。

(イ) 優先調達への推進

◇優先調達の推進

年度ごとに障害者就労施設等からの優先調達に係る推進方針及び調達目標額を定め、市全体として目標額の達成に向けて優先調達を推進します。

## 6 教育の振興

### (1) 基本的な方向

障害のある人や児童の教育の推進については、「第2期計画」においても、早期対応の充実、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育の充実、生涯学習の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、学校等に対し、「能力や障害の状態に応じた指導体制の充実」と「本人の希望や障害特性・能力に応じた進路指導の充実」を求める回答が多くなっています。

この間、国においては、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とこととされるとともに、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児がそれ以外の児童等と共に教育を受けられるための最大限の配慮が規定されるなど、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指す方向性が示されてきました。

こうした中、障害のある児童の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育におけるニーズを把握し、その持てる力を高めて生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育を推進するなど、必要な教育環境の整備に努めます。

さらに、学校卒業後の障害のある人についても、学習機会の確保に努めます。

## (2) 主な施策

### ア 教育的ニーズに応じた学校教育（特別支援教育）の充実

#### (ア) インクルーシブ教育の推進

##### ◇インクルーシブ教育システムの構築

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もいない子も共に学ぶことができるよう、「多様な学びの場創造事業」での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

##### ◇通級による指導の充実

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を推進します。また、教育相談の充実に努めます。

##### ◇医療的ケア児の受け入れ

医療的ケア児が、身近な地域の小・中学校等に通い、必要な支援を受けながら健やかに成長することができるよう、「安心子育て支援事業」等を通じて、看護師の安定確保をはじめとする小・中学校等での受け入れ体制の構築を図ります。

##### ◇（仮称）乳幼児教育・保育支援センターとの連携（再掲）

乳幼児期の教育・保育の一層の充実を図るため、（仮称）乳幼児教育・保育支援センターにおいて、特別な配慮や支援が必要なこどもの課題の共有、就学前施設への訪問支援、療育施設や小学校等との連携などの取り組みを行うことにより、切れ目のない支援の充実に努めます。

#### (イ) 就学と進路指導の充実

##### ◇就学指導の充実

障害のある児童に対する一貫した支援を目指し、保護者との相談活動を重視しながら一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい就学指導に努めます。

#### ◇進路指導の充実

一人一人の希望と障害の特性に応じて最適な進路選択ができるよう、特別支援学校、京都府教育委員会及び一般就労・福祉的就労の事業所等、各種関係機関と連携しながら進路指導に努めます。

#### ◇特別支援学校との連携

特別支援学校に通学する児童との交流及び共同学習や卒業後の進路相談などを通じて、特別支援学校との連携を図ります。

### (ウ) 教育環境の整備

#### ◇学校施設の改善

多目的トイレやスロープの設置など、障害のある児童に配慮した学校施設の整備改善に努めます。

### (エ) 教職員研修の充実

#### ◇教職員研修の充実

障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に関する教職員研修の一層の充実に努めます。

## イ 生涯学習の充実

### (ア) 学校卒業後の学習機会の提供

#### ◇図書館機能の充実

障害のある人の読書環境の充実に向け、デイジー図書・点字図書等の整備や障害者図書郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

#### ◇講座や教室の充実

障害のある人の社会的視野を広げ、社会参加を進めるために、視覚・聴覚・肢体・心身等、障害の種別ごとの障害者教室の充実に努めるとともに、市の主催する各種講座や教室の全般について、障害のある人が利用しやすい運営に努め、生涯学習の推進を図ります。

## Ⅱ 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮による社会的障壁の解消

### 7 差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止

#### (1) 基本的な方向

差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止については、「第2期計画」においても、成年後見制度の普及・啓発、虐待の防止、差別の防止などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人が差別を受けたり嫌な思いをした場面として、「外での人の視線」や「仕事や収入面」との回答を多くいただいています。また、今後の成年後見制度の利用希望の有無については、「分からない」の回答が最多となっています。

この間、障害のある人の権利に関する法令等の状況としては、平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行をはじめとして、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者差別解消法」の施行、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行など、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念の実現に向けた法整備が進んでいます。

宇治市においても、こうした趣旨を踏まえ、平成29年4月に「障害を理由とする差別の解消に関する宇治市職員対応要領」（職員対応要領）を施行し、市職員が、障害者の社会的障壁の解消の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを義務付けました。

今後も、障害のある人や、求められる配慮等に関する理解促進のため、様々な機会を捉えて広報・啓発活動を実施するとともに、障害者虐待の防止の取り組みを推進します。

また、親亡き後など、本人の意思決定や生活を支援する親族等がない状況でも、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の制度周知及び利用しやすい仕組みづくりに努めます。

## (2) 主な施策

### (ア) 差別の解消

#### ◇市民への啓発の促進

それぞれの障害の種別や特性を尊重しながら、障害のある人の社会参加と市民の理解や協力を推進するため、啓発活動の充実を図ります。

#### ◇「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

### (イ) 成年後見制度の普及・啓発

#### ◇判断能力が不十分な障害のある人に対する支援

判断能力に不安がある障害者に対し、社会福祉協議会の福祉サービス利用支援事業と連携して福祉サービス利用の手続や金銭管理等の支援を図るとともに、より判断能力が不十分で身寄りがない人には、成年後見の申立代行や、生活困窮に伴う申立費用及び後見人等報酬の助成を行います。

#### ◇成年後見制度の利用促進に係る体制強化

親族等の支援が受けられない境遇にあっても、障害のある人が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用に関する相談や申立代行等の支援体制について、中核機関の設置の検討を含め機能強化を図るとともに、必要とする人がもれなく制度を認知し利用できるよう、制度の広報の強化を図ります。

### (ウ) 虐待の防止

#### ◇障害者虐待への対応の充実

障害のある人に対する虐待の通報時に、被害者・家族へのケア及び再発防止等に関して的確に対応できるよう、研修等を通じて相談・指導に関するスキルアップを図るとともに、

京都府とも連携して支援体制の充実に努めます。

◇障害者虐待の防止等に関する啓発の促進

障害のある人への虐待を防止するとともに、虐待の発生時に速やかに通報等の対応になげてもらえるよう、障害者施設や全ての市民に対し、障害のある人の権利擁護及び虐待にかかる通報義務などについて啓発・広報を促進します。



## 8 安全・安心な生活環境の整備

### (1) 基本的な方向

安全・安心な生活環境の整備については、「第2期計画」においても、ユニバーサルデザインの普及・啓発、建築物等のバリアフリー化の促進、住宅のバリアフリー化の支援などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、外出時に不便に感じたり困ることとして、特に身体障害者では、「道路の段差や歩行の障害物などで通行困難」や「建物や駅の設備が不便」との回答が多くなっています。

この間、国においては、平成28年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたユニバーサルデザインの街づくりの推進等の取り組みが示されるとともに、令和2年6月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」が施行されるとともに、同年11月には、バリアフリー法に基づく基本方針における令和3年度以降のバリアフリー化の目標が設定されました。

宇治市においても、平成27年3月には、市内のバリアフリー化を進めるための「宇治市交通バリアフリー全体構想」の改定により、新たに木幡・黄檗・伊勢田の3地区を重点整備地区に選定し、平成27年度から順次、各地区の交通バリアフリー基本構想を策定し、地区内の道路や鉄道駅などのバリアフリー化を推進してきました。

こうした状況も踏まえ、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする「ユニバーサルデザイン」の理念も生かし、国や京都府と連携を図りながら、障害のある人が安心して安全に生活できる環境整備を進めます。

## (2) 主な施策

### (ア) ユニバーサルデザインの普及・啓発

#### ◇ユニバーサルデザインの普及・啓発

ユニバーサルデザインの定義や理念が、障害のある人にもない人にも広く浸透し、建物・製品・サービスなどのデザインに反映されるよう、京都府と連携しながらこの考え方の普及・啓発に努めます。

#### ◇心のバリアフリーの推進

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。

### (イ) 建築物等のバリアフリー化の促進

#### ◇建築物等のバリアフリー化の促進

「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等のバリアフリー化について設置者や事業主への周知・指導を行います。

#### ◇学校施設等のバリアフリー化の促進

学校施設等において、障害のある児童や保護者が円滑に利用できるよう、バリアフリー化の促進に努めます。

### (ウ) 地域におけるバリアフリー化の促進

#### ◇交通バリアフリーの推進

「宇治市交通バリアフリー全体構想」で定められた重点整備地区の鉄道駅や周辺道路等を中心に、バリアフリーを含めた交通利便性の向上につながる整備に努めます。

#### ◇地域におけるバリアフリーの点検

道路交通施設等について、町内会・自治会や学区福祉委員会等が行う自主的なバリアフリー点検活動等の支援を行います。

(エ) 住宅のバリアフリー化の支援 (再掲)

◇住宅改修費の助成 (再掲)

重度の身体または知的障害のある人が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用を一部助成します。

## 9 防災・防犯等の推進

### (1) 基本的な方向

防災・防犯等の推進については、「第2期計画」においても、防犯・防災情報の提供、情報登録制度の運営、福祉避難所の確保などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、地震や水害、火事等の災害時に困ることや不安なこととして、「避難場所の設備や環境が不安」や「安全な場所に迅速に避難できない」との回答を多くいただいています。

この間宇治市では、防災に関して、災害時に障害のある人のニーズと視点に応じて十分配慮した応急対策が可能となるよう、市内の12か所の障害者施設等と福祉避難所の開設運営に関する協定を締結しました。

また、防犯に関しては、「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成28年に第3次、令和3年に第4次の「宇治市防犯推進計画」を策定し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

今後も、障害のある人が地域社会において、安全安心に暮らすことができるよう、防災対策を推進するとともに、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進します。

## (2) 主な施策

### (ア) 防災対策の推進

#### ◇防災訓練への参加

地域の防災訓練等への障害者施設や障害者団体の参加を促進し、災害発生時の円滑な避難に向けた体制等を事前確認するとともに、障害のある人における防災意識の醸成を図ります。

#### ◇「防災・安心情報」の配信（再掲）

宇治市における防災関係の情報提供を希望する人に対し、京都府の配信システムを活用し、宇治市からの「防災・安心情報」を配信します。

### (イ) 情報登録制度の運営

#### ◇災害時の避難に援護を必要とする人への支援

障害のある人等が、災害時に迅速に避難できるよう、自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員等地域の方々には支援者となっていただき、災害発生時の安否確認や避難誘導等の支援活動に取り組んでいただく災害時要援護者避難支援事業を実施します。

#### ◇要配慮者情報の管理

自力で避難が困難な人があらかじめ消防本部に届け出ておくと、火災などの災害が発生したときに、消防隊などがその情報をもとに早期に救助を行う要配慮者情報管理事業を実施します。

### (ウ) 福祉避難所の整備

#### ◇福祉避難所の整備

障害のある人や高齢者など配慮を必要とする人が、避難所生活において支障を来さないよう、一般の避難所とは別に福祉避難所を指定するとともに、避難所生活においても福祉・医療その他の適切なケアを受けられるよう、機能の整備を図ります。

## (エ) 防犯対策の推進

### ◇防犯体制の整備

障害のある人をねらう悪質な商法や詐欺などの犯罪について、必要な知識や情報の提供に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### ◇犯罪被害等における支援

障害のある人は、犯罪被害時に自ら声を上げることが困難であり、被害が潜在化する傾向にあることから、庁内関係課や関係機関との連携により、本人や周囲の人が適切に相談し、心身のケアや見舞金の支給などの支援を受けられる体制づくりに努めます。

### Ⅲ 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現

#### 10 理解と交流の促進

##### (1) 基本的な方向

理解と交流の促進については、「第2期計画」においても、啓発広報活動の促進、障害の理解を進める福祉学習の推進、交流・ふれあいの場の充実などに取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、障害のある人に対する理解や差別解消のために必要なこととして、「行政の広報・啓発」や「学校等での障害への理解を深める教育」との回答を多くいただいています。

また、国において平成28年2月に策定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、ユニバーサルデザインの街づくりの一環として、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」の理念の推進が位置付けられています。

これらの考え方の普及も含め、障害のある人が住み慣れた地域において、自立し、主体的に参加できる地域社会をつくるために、今後も広報・啓発活動を一層推進し、障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

## (2) 主な施策

### (ア) 広報・啓発活動の推進

#### ◇市民への情報提供と啓発の推進

共生社会の実現に向けて、全ての市民に障害への理解及び「心のバリアフリー」等の理念の浸透を図るため、市政だより・さわやか宇治・FMうじ・ホームページ・SNSなどの様々な媒体を通じて、効果的な情報提供と啓発を推進します。

#### ◇「障害者週間」「人権週間」等を通じた障害理解の促進（再掲）

「障害者週間」（12月3日～9日）、「人権週間」（12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）等を通じ、障害のある人への理解や人権問題、または障害者雇用に関する積極的な啓発活動に努めます。

#### ◇自立した障害者等の顕彰

市制施行記念式典にて、障害者の自立支援への功績が顕著な功労者及び自身の障害に前向きに生きている当事者の表彰を実施することにより、障害福祉従事者の働きがいや障害のある人の活動意欲を増進するとともに、市民全体への障害理解の促進を図ります。

#### ◇ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

障害のある人が外出する際の安心の確保のため、障害のある人に対してヘルプマーク・ヘルプカードの携行について普及に努めるとともに、障害のない人に対しても啓発に努め、ヘルプマーク・ヘルプカードを通じて障害への理解と配慮を培います。

#### ◇心のバリアフリーの推進（再掲）

すべての人がバリアフリーの必要性を理解するとともに、支援を必要としている人に気軽に手助けができるよう、人々の心の中にある障壁の解消に向け、啓発活動などを通じて「心のバリアフリー」の推進に努めます。



## (イ) 障害の理解を進める福祉学習の推進

### ◇各種講座等の充実

公民館等の社会教育事業等での講座を開催するにあたり、障害に関する正しい理解を深めるため、障害のある人に関するテーマを取り上げていきます。

### ◇インクルーシブ教育システムの構築（再掲）

障害のある児童一人一人の状況や特性等に応じたきめ細かい支援体制の中で、障害のある子もいない子も共に学ぶことができるよう、多様な学びの場創造事業での取り組みやその研究成果を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

### ◇学校における交流及び共同学習の充実

特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との居住地交流等、共に助け合い学び合う交流及び共同学習の充実を図ります。

### ◇学校等のボランティアクラブや体験学習等の活動支援

近年、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等において様々な福祉ボランティア活動や体験学習が活発になっています。情報提供の充実や障害者関係団体と学校との連携等を積極的に行えるよう支援をします。

### ◇事業所等における研修会への支援策の充実

宇治市社会福祉協議会が行っている事業所や各種団体等に対する社会福祉研修に対し、研修講師の派遣などの支援を行います。

### ◇市職員の研修の充実

本市のすべての職員が、職員対応要領の趣旨のもと、障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供等を徹底するよう、引き続き職員研修の充実を図ります。

## (ウ) 交流・ふれあいの場の充実

### ◇イベント等を通じた交流の推進

福祉まつりや各種障害者施設でのまつり等の支援を通じて、障害のある人と市民の交流の促進を図ります。

◇Hot!ふれあいサロン事業等への参加促進

社会福祉協議会の事業であるHot!ふれあいサロン事業等の小地域福祉活動への障害のある人の積極的な参加を図り、身近な地域での交流とつながり作りの場を増やします。

◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

◇市役所ロビー等での交流の充実

市役所内で障害者施設の製品の販売等を行う「ロビーほっとショップ」「オープンカフェうじ」及びコミュニティカフェの取り組みの拡充を通じて、障害のある人と市役所を訪れた市民の交流機会の充実を図ります。

## 1 1 文化芸術活動・スポーツ等の振興

### (1) 基本的な方向

障害のある人が、地域社会において生きがいを持って豊かに生活するうえで、スポーツ、文化芸術、レクリエーションなどの余暇活動は大きな役割を果たします。

文化芸術活動・スポーツ等の振興については、第2期計画においても、スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化芸術活動の推進に取り組んできましたが、今回のアンケート調査結果では、仕事や学業以外の活動として今後したいこととして、知的障害者（18歳以上）及び障害児全体を中心に、「スポーツやレクリエーション」「コンサートや映画、展覧会やスポーツなどの鑑賞・観戦」「文化芸術などの作品の創作やその発表」の項目に多くの回答をいただきました。

この間の国の動向として、平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が位置付けられたところです。

また、令和5年3月には文化庁の京都移転が実現するとともに、「ワールドマスターズゲームズ2027関西」において宇治市も競技会場に選定されるなど、文化・スポーツともに盛り上がりの機運が醸成されています。

こうした中、障害のある人の自立と社会参加を促進し、障害のある人とない人との交流機会を拡大するため、大規模イベント等と連動した取り組みも含め、文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

## (2) 主な施策

### (ア) スポーツ活動の推進

#### ◇障害者スポーツを行う場の確保

生涯スポーツの一環として、各種の障害者スポーツが行えるよう既存施設の利用を促進します。

#### ◇障害者スポーツの支援体制の充実

障害者スポーツ大会や障害のある児童のスポーツひろば等、各種スポーツ行事への参加について、ボランティアとの連携も含めて支援します。

#### ◇障害者スポーツのイベント等の充実

障害の種類・程度に応じて必要な配慮をしつつ、障害者スポーツ大会や障害のある児童のスポーツひろば等を実施することにより、障害のある人のスポーツ活動に対する関心を高め、障害者スポーツの振興を図ります。

#### ◇障害のあるスポーツ選手の顕彰

全国規模の障害者スポーツ大会に出場する選手を激励するとともに、優秀な成績を収めた者(団体)を宇治市スポーツ賞で広く顕彰し、障害者スポーツに対する意識の高揚を図ります。

### (イ) 文化芸術・レクリエーション活動の推進

#### ◇障害者芸術作品展等による作品発表の機会の確保

障害のある人による芸術作品について、障害者週間記念事業における作品展の開催や市役所等における常設展示の実施をはじめ、あらゆる機会を活用した発表の場の確保を図ります。

#### ◇図書館機能の充実(再掲)

障害のある人の読書環境の充実に向け、デイジー図書・点字図書等の整備や障害者図書

郵送貸し出し・視覚障害者専用電子図書館・対面朗読等のサービス提供に取り組むとともに、その取り組みについて周知を図り、図書館利用の促進に努めます。

#### ◇各種行事等への参加のための支援

障害のある人が、文化芸術やレクリエーションに関する行事等へ参加しやすくするため、様々な媒体による情報提供や参加時の外出支援を行います。

#### ◇地域活動支援センターによる支援（再掲）

地域活動支援センターにおいて、創作活動や生産活動などの機会を提供することにより、障害のある人の社会参加及び交流を支援します。

#### ◇市が主催するレクリエーション行事に関する配慮

市が主催する行事については、手話通訳や要約筆記の支援など、様々な障害のある人の参加を前提とした運営に努めるとともに、丁寧な情報提供に努めます。

#### ◇各種レクリエーション活動への支援

障害者団体が実施するレクリエーション活動を支援するとともに、様々なレクリエーション活動への障害のある人の参加の促進を図るため、ボランティアと連携しながら、必要な支援を行います。

## 1 2 推進体制の整備

### (1) 基本的な方向

障害のある人の高齢化や福祉ニーズの多様化に的確に対応し、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を総合的かつ計画的に支援していくためには、国・京都府・民間などの多岐にわたる主体が、個別の役割を担いながら、相互の連携の強化を進める必要があります。

そのため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会等の推進組織の運営をはじめ、様々な分野での主体間による意見交換の機会の確保等により、推進体制の整備を図ります。

また、少子高齢化の進展により地域の障害福祉を担う人材の不足が顕在化していることから、各種奉仕員の確保・養成とともに、障害者施設における福祉人材の確保についても支援に努めます。

## (2) 主な施策

### (ア) 推進組織の整備

#### ◇宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の運営

当事者や関係者等の意見を反映しながら、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の推進において必要な関係機関相互の連絡調整を行うために、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を運営し、施策の進行等を点検します。

### (イ) 福祉人材の確保・養成

#### ◇各種奉仕員の確保と養成（再掲）

社会福祉協議会やボランティア団体等との協力により、手話奉仕員・要約筆者・音訳ボランティア・点訳ボランティアの養成講座を開催し、各種奉仕員の確保と養成に努めます。

#### ◇市担当職員の研修の充実

障害福祉を担当する職員の研修を充実し、市民の窓口相談やサービス提供及びケースワークが適切に行えるよう努めます。

#### ◇障害福祉サービス等の提供に係る人材確保の支援

各種サービス事業所や相談機関など、障害福祉サービス等の提供に関する様々な局面で人材確保が課題となっていることから、介護保険部門と共同での福祉職場就職フェアの開催等により人材確保を支援し、サービス提供体制の安定に努めます。

### (ウ) 国・京都府・民間との役割分担と連携強化

#### ◇国・府への要望活動の強化

この計画を推進するため広域的な施設整備や、各種施策の実施にあたっての補助制度の適用等について、あらゆる機会を通じて国や京都府に要望します。

#### ◇民間の団体・施設の活動への支援

障害者関係団体や障害者施設等が障害者の福祉の増進のために行う主体的な活動への支援に努め、福祉サービスの向上を図ります。

#### ◇緊急時等における施設への臨時的な支援

災害、感染症の拡大、その他の社会経済情勢等により障害者施設の運営に大きな支障が出るおそれがある場合には、サービス提供体制への影響を抑えるため、国や京都府とも連携しながら、物資・経済等の面での臨時的な支援に努めます。

#### ◇ネットワーク化の推進

複雑多様化する様々な福祉課題に対して、多角的な視点からの確に対応するため、課題ごとに、関係団体・機関等との連携による柔軟なネットワーク化を図ります。



**第 7 期宇治市障害福祉計画  
第 3 期宇治市障害児福祉計画  
(初案)**

宇 治 市



# 一 目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付けと期間	2
第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況	4
1 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移	4
2 障害福祉サービス等の利用状況	8
第3章 計画の基本方針	16
第4章 障害福祉サービス等の整備目標	19
1 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標	20
2 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標	24
第5章 障害福祉サービス等の利用見込量	25
1 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量	25
2 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量	29
第6章 目標実現のための方策	30

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度においては、平成30年4月（一部は公布の日）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されて以降、従来の「障害福祉計画」に加えて「障害児福祉計画」を策定し、障害児・者のサービス提供体制をより計画的に確保することとされました。

こうした国の法令・制度のもと、宇治市では令和3年度からの3か年度を計画期間とする「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの整備に取り組んできました。

計画期間における障害福祉サービス等の提供に関しては、一部で新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたものの、全体としては概ね順調に進捗してきました。ただし、施設入所者の地域生活への移行に関しては、なおも課題がある状況となっています。

そのため、令和6年度以降に向けては、障害福祉を取り巻く情勢や地域のニーズ等を的確に捉えたうえで、今日的な課題に即した計画を定め、障害福祉の一層の推進に取り組むことが求められています。

そのような中、国から示された基本指針及び令和4年12月に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、障害者・障害児それぞれに対して、多岐にわたる障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期宇治市障害福祉計画」（以下、「障害福祉計画」といいます。）及び「第3期宇治市障害児福祉計画」（以下、「障害児福祉計画」といいます。）を一体的に策定します。

## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け（法定根拠）

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられる法定計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けられる法定計画です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国が作成した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下、「基本指針」といいます。）に規定されています。

#### 「基本指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）

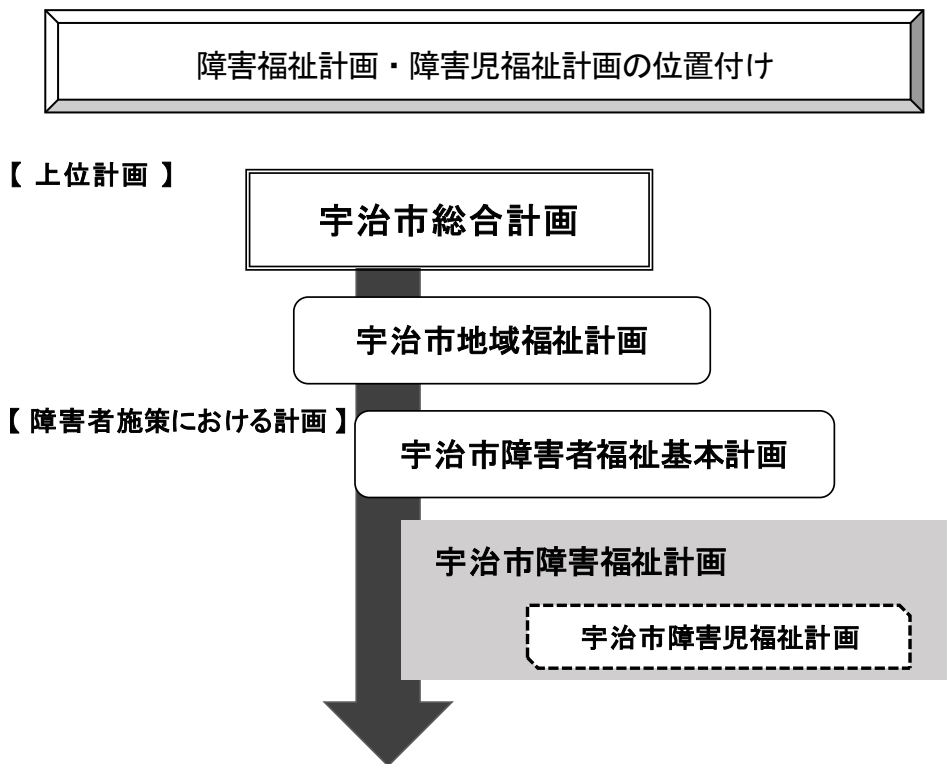
（抜粋～市町村障害福祉計画の作成に関する事項～）

1. 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2. 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
3. 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
4. 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業並びに指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「宇治市障害者福祉基本計画」に掲げられた施策全般のうち、特に生活支援に係る施策を推進するため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”に位置付けられ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。



【計画の期間】

【計画期間】	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
障害者福祉基本計画	第2期障害者福祉基本計画 (2012～2023年度：12年間)			第3期障害者福祉基本計画 (2024～2029年度：6年間)					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画		

## 第2章 宇治市の障害福祉にかかる状況

### 1 宇治市の人口及び障害者手帳の所持者数の推移

#### (1) 宇治市の総人口及び年齢層別人口

宇治市は、昭和26年に2町3村の合併により人口3万8千人で発足しました。

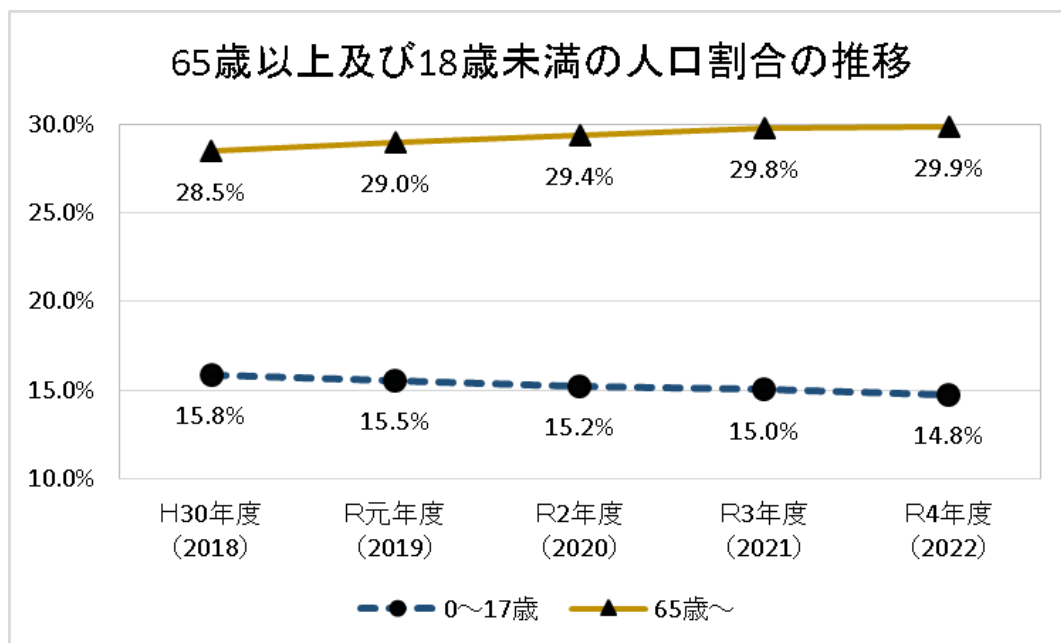
昭和30年代後半の高度経済成長期以降、急激に人口が増加し、昭和45年には10万人、昭和54年には15万人を突破しました。

その後、人口の伸びは鈍化し、平成19年度の19万人をピークに減少に転じ、現在も減少傾向が続いています。

年齢層別では、若い年齢層ほど減少割合が大きく、高齢化が一層進展しています。なお、微増が続いていた65歳以上の人口も、令和4年度には減少に転じています。

(各年度10月1日現在 単位：人)

年齢区分		H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
0～17歳	年齢層人口	29,663	28,899	28,209	27,608	26,923
	人口割合	15.8%	15.5%	15.2%	15.0%	14.8%
18～39歳	年齢層人口	41,372	40,441	39,820	38,906	38,469
	人口割合	22.1%	21.7%	21.5%	21.2%	21.1%
40～64歳	年齢層人口	62,856	62,843	62,791	62,600	62,540
	人口割合	33.6%	33.8%	33.9%	34.0%	34.3%
65歳～	年齢層人口	53,399	53,912	54,383	54,751	54,556
	人口割合	28.5%	29.0%	29.4%	29.8%	29.9%
全体	総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488



(2) 身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、全体としては緩やかな増加傾向が続いています。

年齢層別では、64歳以下では微減しているものの、65歳以上では増加傾向が継続しており、宇治市全体の傾向と同じく、障害のある人についても高齢化が進んでいると考えられます。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1	18歳未満	53	61	53	55	57
	18歳～64歳	611	594	601	582	586
	65歳以上	2,056	2,063	2,104	2,090	2,090
2	18歳未満	26	29	27	26	25
	18歳～64歳	361	359	359	351	352
	65歳以上	1,016	1,021	1,001	971	979
3	18歳未満	18	18	16	13	14
	18歳～64歳	287	270	264	257	250
	65歳以上	1,202	1,193	1,168	1,191	1,188
4	18歳未満	14	14	16	15	16
	18歳～64歳	599	597	588	588	584
	65歳以上	2,583	2,596	2,646	2,666	2,692
5	18歳未満	1	2	2	2	1
	18歳～64歳	199	203	205	201	207
	65歳以上	666	682	698	725	709
6	18歳未満	4	4	5	5	4
	18歳～64歳	179	181	180	178	178
	65歳以上	679	705	758	785	805
合計	18歳未満	116	128	119	116	117
	18歳～64歳	2,236	2,204	2,197	2,157	2,157
	65歳以上	8,202	8,260	8,375	8,428	8,463
		10,554	10,592	10,691	10,701	10,737



### (3) 療育手帳の所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、18歳未満、18歳以上ともに逡増傾向が続いています。  
全体としては、平成30年度と令和4年度の比較で230人(12.5%)増加しています。

(各年度3月末現在 単位:人)

等級	年齢	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
A	18歳未満	133	141	133	139	149
	18歳以上	570	583	592	606	623
B	18歳未満	340	344	348	364	375
	18歳以上	793	811	839	886	919
合計		1,836	1,879	1,912	1,995	2,066

### (4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、大幅な増加傾向が続いており、平成30年度と令和4年度の比較では471人(34.6%)増加しています。

障害等級としては、1級(重度)の所持者数は横ばいである一方で2級・3級の所持者の増加幅が大きいことから、所持者数の増加理由としては、新たに障害を抱えることとなった人が増加したことに加え、手帳制度の認知と受容が進み、交付申請をしやすくなっていることも一因であると考えられます。

(各年度3月末現在 単位:人)

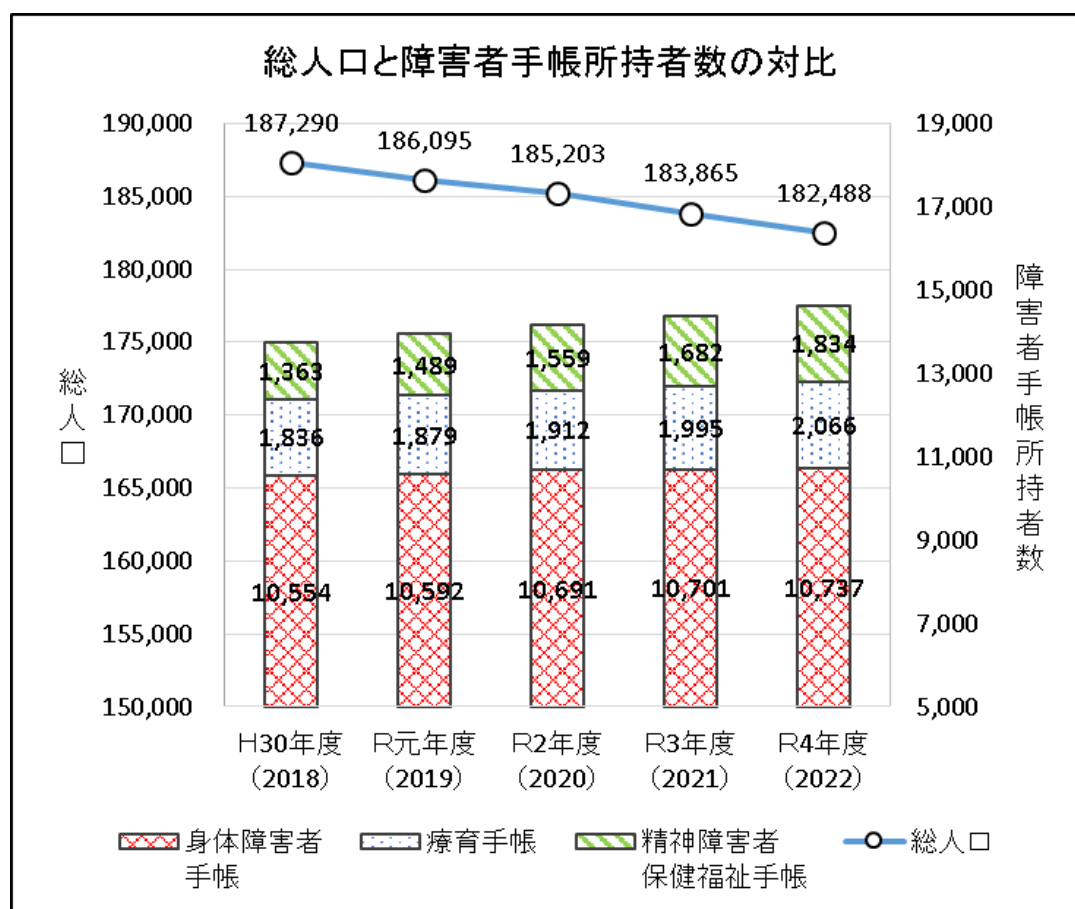
等級	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
1級	97	97	99	87	97
2級	655	715	758	813	876
3級	611	677	702	782	861
合計	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834

### (5) 宇治市の総人口と障害者手帳所持者数の対比

宇治市の総人口と各種障害者手帳の所持者数の過去5年の推移は以下のとおりとなっています。人口が減少傾向にある一方で、各種障害者手帳の所持者数は逡増しており、全人口に占める障害のある人の割合が増加しています。

(単位:人)

	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
総人口	187,290	186,095	185,203	183,865	182,488
身体障害者 手帳	10,554	10,592	10,691	10,701	10,737
療育手帳	1,836	1,879	1,912	1,995	2,066
精神障害者 保健福祉手帳	1,363	1,489	1,559	1,682	1,834



## 2 障害福祉サービス等の利用状況

### (1) 年齢層ごとの障害支援区分の判定状況

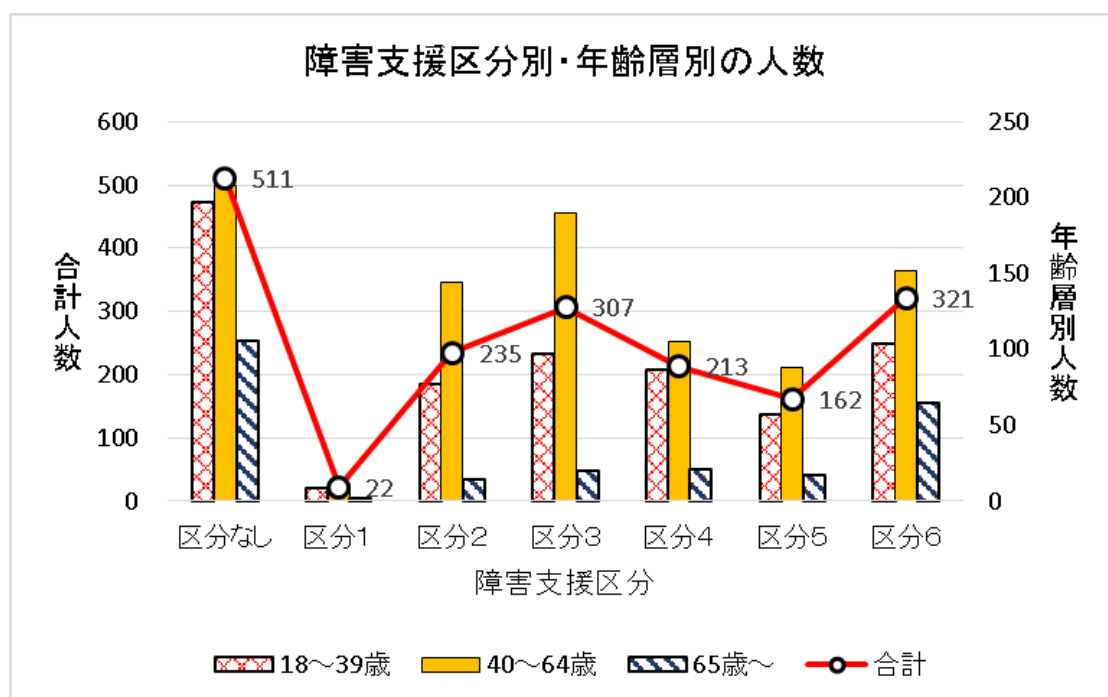
「障害支援区分」とは、障害者（18歳以上）が障害福祉サービスの受給前に判定を受け、障害の度合いと受けられるサービスについての基準となる6段階の区分です。

区分の数字が大きいほど障害が重く、受けられるサービスの種類も増えますが、訓練等のサービスは、区分判定がない人も受けることができます。

障害支援区分別・年齢層別の人数は以下のとおりとなっています。

(令和5年3月時点の人数)

年齢層／ 障害支援区分		年齢層			合計
		18～39歳	40～64歳	65歳～	
障害 支援 区分	区分なし	197	208	106	511
	区分1	9	11	2	22
	区分2	77	144	14	235
	区分3	97	190	20	307
	区分4	87	105	21	213
	区分5	57	88	17	162
	区分6	104	152	65	321
	合計	628	898	245	1,771



(2) サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況

「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」の計画期間の各年度における、サービス種別ごとの障害福祉サービス等の利用状況は次のとおりです。

なお、各年度の数値は、令和3・4年度は実績値、令和5年度は見込値となります。

【新型コロナウイルス感染症（コロナ期）の影響について】

各サービスの利用状況について、一部サービスでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により令和3・4年度分の利用が減少していると考えられます。

① 訪問系サービスの利用状況

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
居宅介護	人	392	425	463
	時間	8,425	8,811	9,801
重度訪問介護	人	30	36	50
	時間	9,686	12,575	18,380
同行援護	人	42	46	45
	時間	1,004	1,267	1,220
行動援護	人	60	68	72
	時間	2,672	2,345	2,401
合計	人	524	575	630
	時間	21,787	24,998	31,802

- ・ 居宅介護は、利用の増加傾向が続いています。重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から、利用の著しい増加が継続しています。
- ・ 同行援護・行動援護については、令和3年度はコロナ期のため利用減が見られましたが、令和4年度以降は回復基調にあります。

② 日中活動系サービスの利用状況

(1か月あたりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
生活介護	人	442	449	461
	人日	9,074	9,032	9,042
自立訓練(機能訓練)	人	1	0	1
	人日	8	0	22
自立訓練(生活訓練)	人	51	64	73
	人日	576	629	655
就労移行支援	人	57	53	54
	人日	922	839	889
就労継続支援(A型)	人	132	166	199
	人日	2,657	3,260	3,773
就労継続支援(B型)	人	342	399	440
	人日	5,696	6,551	7,022
就労定着支援	人	24	28	29
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	128	170	191
	人日	709	885	915
合計	人	1,204	1,356	1,475
	人日	19,642	21,196	22,318

※ 人日 … 人数 × 1人当たりの平均利用日数

- 就労継続支援(A型・B型)は着実に増加している一方で、就労移行支援は大きな伸びは見られません。
- 自立訓練については、生活訓練は増加傾向であるのに対し、機能訓練の利用は限定的となっています。
- 短期入所・就労定着支援は、令和4年度以降はコロナ期から回復基調にあります。
- 生活介護・療養介護の利用状況は横ばいとなっています。

### ③ 居住系サービスの利用状況

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
共同生活援助	人	168	186	210
施設入所支援	人	130	126	124
自立生活援助	人	0	0	1

- 共同生活援助は、事業所の新設が進む中で利用が増加しています。
- 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより利用終了が進む一方、新規入所者は少ないことから、共同生活援助や重度訪問介護の利用を通じ、施設入所によらず地域で生活できる基盤づくりが進んできていると考えられます。
- 自立生活援助は、利用が少ない状況が続いています。

### ④ 計画相談支援等

(利用決定者数)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
計画相談支援	人	1,116	1,118	1,256
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	89	109	110

- 計画相談支援・地域定着支援は、増加傾向にあります。
- 地域移行支援の利用は横ばいとなっています。

⑤ 地域生活支援事業の利用状況

(1年間の利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	6,569	7,209	7,916
成年後見制度利用支援事業 (※)	件	23	34	47
意思疎通支援事業	件	540	665	699
日常生活用具給付等事業	件	5,365	5,091	5,198
移動支援事業	時間	23,817	24,659	25,547
日中一時支援事業	時間	86,098	88,450	90,927
地域活動支援センター事業	人日	2,610	2,404	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立と費用助成を合わせた件数

- 相談支援事業は着実に増加しており、意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業についても、コロナ期から利用が回復しています。
- 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化の影響もあり、大きく増加しています。
- 一方、日常生活用具給付等事業は横ばいであり、地域活動支援センター事業は新規利用者が少なく、利用が減少傾向にあります。

⑥ 障害児通所支援及び障害児相談支援の実績

(1か月当たりの利用状況)

区分	単位	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度(見込) (2023)
児童発達支援	人	249	275	284
	人日	1,198	1,671	1,694
医療型児童発達支援	人	3	1	1
	人日	21	10	10
放課後等デイサービス	人	433	498	514
	人日	4,364	5,757	6,045
保育所等訪問支援	人	9	24	42
	人日	9	24	53
居宅訪問型児童発達支援	人	3	5	5
	人日	16	8	18
障害児相談支援	人	678	725	768
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	8	10	11

- 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは事業所が相次いで新規開設されるなど、大幅な増加が続いています。
- 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても着実に利用が増加しており、早期療育等に関する理解が浸透してきているものと考えられます。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、コロナ期は中止となっていた養成講座の再開を受け、修了者の市内事業所への配置が進む見込みです。



## 《障害福祉サービスの概要》

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

## 《地域生活支援事業の概要》

相談支援事業 (障害者生活支援センター)	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
意思疎通支援事業等	聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
日中一時支援事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

## 《児童福祉法によるサービスの概要》

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

## 第3章 計画の基本方針

「第7期宇治市障害福祉計画」・「第3期宇治市障害児福祉計画」

### 1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院から地域生活に移行して安心して暮らすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に推進します。

また、障害福祉サービス等の提供をはじめ、障害のある人の生活を支援する体制が将来にわたって安定的に確保されるよう、障害福祉人材の確保・育成の支援に努めます。

### 2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援の充実

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加・社会貢献などの自己実現を図ったりするための場であり、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後などに、能力と意欲に応じた進路選択ができるとともに、継続して就労ができるよう、福祉、教育、生活困窮対策・ひきこもり支援に関する各部局等の連携による体系的な支援の一層の強化を図ります。

宇治市においても、令和2年4月に策定した「宇治市障害者活躍推進計画」に基づき、雇用を通じた障害のある人の社会的自立を推進するため、引き続き障害者雇用に取り組んでいきます。

### 3 相談支援体制の充実

障害のある人を取り巻く情勢が複雑化する中で、障害のある人が地域生活を送るうえで、いつでも気軽に相談ができ、一人一人の課題にきめ細かい支援や情報提供を受けられることのできる窓口が不可欠です。

日頃から緊急時まで速やかに相談ができ、必要な機関に繋ぐ総合的な相談支援体制の確保をするため、障害者生活支援センター、地域生活支援拠点、特定相談支援事業所、

地域自立支援協議会等の関係機関の連携のもと、地域の課題に対して検証・検討を行い、相談支援体制の充実を図ります。

## 4 障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備

身体障害、知的障害、精神障害、難病、高次脳機能障害、発達障害、医療的ケアが必要な人など、障害のあるすべての人が適切な支援を受けられるよう、障害種別にかかわらない包括的な支援体制の整備に努めます。

また、障害者手帳を取得していない人についても、十分な情報提供を行うことにより、障害福祉サービス等の必要な支援につながるような努めます。

あわせて、居住支援をはじめ、障害のある人に総合的な支援を提供する「地域生活支援拠点等<sup>(※)</sup>」の機能の更なる充実などにより、障害のある人の生活を地域で支える体制の整備を図ります。

### **(※)地域生活支援拠点等**

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

## 5 障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害のある児童への支援においては、障害を早期に発見・対応するとともに、乳幼児期からの各ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

そのため、障害のある児童に関わる福祉・教育・医療等の様々な機関が情報を共有し、本人及び保護者等に包括的な支援を提供できる体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援及び障害児相談支援のニーズが高まり、サービス事業所が年々増加していることを踏まえ、障害福祉サービスの質の確保に努めます。

## 6 地域共生社会の実現、社会参加を支える取組

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、一人一人の市民が障害のある人への理解を深めるとともに、障害のある人が積極的に社会参加し、障害のある人とない人が日常的に交流する機会を確保する必要があります。

そのため、障害のある人も共に生きる地域の一員として地域づくりの主体となれるよう、障害への正しい知識を啓発し、相互理解を深める取組を推進します。

また、障害のある人が文化・芸術・スポーツ等を通じて積極的に社会参加し、それぞれの個性や能力を発揮できるよう、多様な活動の機会の充実を図ります。

## 7 差別解消と権利擁護の推進

障害者差別解消法や障害者虐待防止法に基づき、障害を理由とした不当な差別の解消、虐待の防止をはじめ、障害のある人の人権擁護に向けた取組を地域全体で共有する必要があります。

本市においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と同様に尊重され、合理的配慮がなされるよう、職員研修も含め啓発の徹底に努めます。

また、障害等により判断能力が十分でない人が、権利擁護のための支援を円滑に受けることができるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

## 8 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通の推進

障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障害者に配慮したサービスの提供等により情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、行政情報等について、わかりやすい方法・内容による情報提供に努めます。

あわせて、「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、障害のある人が手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段により円滑に意思疎通を行うことができる環境を整備するため、意思疎通支援の充実を図ります。

## 第4章 障害福祉サービス等の整備目標

国の「基本指針」で掲げられた次の7項目の成果目標について、そのうち「福祉施設の入所者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行等」の項目を2つの主要な整備目標に据えながら、各項目について「障害福祉計画」または「障害児福祉計画」における整備目標を設定し、障害福祉サービス等の供給体制の整備を進めていきます。

### 【 基本指針における7項目の成果目標 】

～「第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」より～

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (★)
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (◇)
3. 地域生活支援の充実 (◇)
4. 福祉施設から一般就労への移行等 (★)
5. 障害児支援の提供体制の整備等 (◎)
6. 相談支援体制の充実・強化等 (◇)
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (◇)



- ★ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る2つの主要な整備目標に位置付け  
◇ … 「第7期宇治市障害福祉計画」に係る整備目標に位置付け  
◎ … 「第3期宇治市障害児福祉計画」に係る整備目標に位置付け

# 1 第7期宇治市障害福祉計画の整備目標

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【 国の基本指針 】

○令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

○令和8年度末において、施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

【 宇治市の方針 】

国の基本方針を踏まえつつ、地域移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ、課題等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、障害のある人の自立支援を支えるために、さらなる相談支援の充実や地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図ります。

### ○ 地域生活への移行に関する目標値

項目	人数	備考
①施設入所から地域生活に移行する人数	<b>8人</b> (約6%)	基準時から令和8年度末までに移行する人数 ※( )内は目標人数を全入所者数で除した値
②施設入所者の減少人数	<b>6人</b> (約5%)	基準時から令和8年度末までに減少する人数 ※( )内は目標人数を全入所者数で除した値



### 〈 基準時(令和4年度末時点)における基準値・参考値 〉

基準	令和4年度末時点の施設入所者数	<b>126人</b>	令和4年度末時点の施設入所者数
参考	令和4年度中に地域生活に移行した人数	0人	令和4年度の1年間に施設入所から地域生活に移行した人数
	令和4年度中の施設入所者の減少人数	4人	令和4年度の1年間に減少した施設入所者の人数

## (2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

### 【 国の基本指針 】

- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援等)を通じた一般就労への移行者数について、令和8年度中に令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。
- 就労継続支援B型事業利用から一般就労への移行実績については、令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

### 【 宇治市の方針 】

国の基本方針を踏まえつつ、福祉施設利用者の一般就労への移行にかかる本市の過去の実績や地域のニーズ等を総合的に勘案し、以下の目標値を設定するとともに、関係機関との連携によるさらなる相談体制の充実や市民及び企業への情報提供の充実、地域の社会資源の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

また、一般就労への移行後の定着も重要であることから、就労定着支援等の障害福祉サービスの利用促進や連携強化による支援の充実を図ります。



① 福祉施設からの一般就労への移行に関する目標値

項目	人数	備考
全体 ㊦福祉施設から一般就労に移行する人数	<b>40人</b> (約1.28倍)	令和8年度の1年間に一般就労に移行する人数 ※( )内は基準時の実績からの増加倍率
(内訳)	㊦就労移行支援からの一般就労移行者数	30人 (約1.31倍)
	㊧就労継続支援A型からの一般就労移行者数	5人 (約1.29倍)
	㊨就労継続支援B型からの一般就労移行者数	5人 (約1.28倍)
		※( )内は基準時(令和3年度)の実績からの増加倍率



〈 基準時(令和3年度)の実績値 〉

全体	福祉施設から一般就労に移行した人数	<b>31人</b>	令和3年度の1年間に一般就労に移行した人数
(内訳)	就労移行支援からの一般就労移行者数	23人	令和3年度の1年間に、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の各サービスの利用終了後に一般就労に移行した人数
	就労継続支援A型からの一般就労移行者数	4人	
	就労継続支援B型からの一般就労移行者数	4人	

② 就労移行支援事業所からの一般就労移行率に関する目標

令和8年度までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

③ 障害者の一般就労への定着に関する目標値

項目	人数	備考
就労定着支援の利用者数	<b>34人</b> (約1.41倍)	令和8年度の1年間の就労定着支援の利用者数 ※( )内は基準時の実績からの増加倍率



〈 基準時(令和3年度)の実績値 〉

就労定着支援の利用者数	<b>24人</b>	令和3年度の1年間の就労定着支援の利用者数
-------------	------------	-----------------------

#### ④ 就労定着率に関する目標

障害福祉サービス事業所等との連携により、一般就労移行後の就労定着の状況把握に努めるとともに、国の指針に準じて、就労定着支援事業の利用終了者の就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所が、全体の2割5分以上となるよう努めます。

#### (3) 精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができるよう、令和8年度末までに精神障害にも対応した包括的な支援体制を整備するため、保健・医療・福祉関係者との重層的な連携の仕組みづくりに努めます。

#### (4) 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で暮らすための機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を引き続き推進していくとともに、各拠点との協働により運用状況の検証及び検討を行い、令和8年度末までに効果的な支援体制の構築を目指します。

また、強度行動障害のある人について、現状や支援ニーズの把握による支援体制の確保に努めます。

#### (5) 相談支援体制の充実・強化等

相談内容の複雑多様化や相談件数の増加に対応し、必要とする人に総合的・専門的な相談支援を提供できるよう、障害者生活支援センター・特定相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の充実と強化に努めます。

#### (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

都道府県等が実施する研修の積極的な参加や関係市町村との情報共有を行い、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築を目指します。

## 2 第3期宇治市障害児福祉計画の整備目標

### 【 障害児支援の提供体制の整備等 】

#### 【 国の基本指針 】

- ①令和8年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各市町村において、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### (1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターは既に開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。

#### (2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等との連携により、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。

#### (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について

重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は既に開設されており、今後も重度心身障害児への支援の充実に努めます。

#### (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備及びコーディネーターの配置について

医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は既に設置されており、医療的ケア児等に関するコーディネーターも配置されているため、今後も引き続き圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。

## 第5章 障害福祉サービス等の利用見込量

障害福祉施策やサービス提供体制の整備の方向性を見通すため、この間の障害福祉サービス等の利用状況、第4章における障害福祉サービス等の整備目標、アンケート調査の結果における障害当事者のニーズ等を踏まえながら、計画期間中の各年度におけるサービスごとの利用見込量を推計しています。

### 1 第7期宇治市障害福祉計画のサービス見込量

障害のある人の高齢化・重度化や、本人を支援する家族等の高齢化などにより、障害のある人の日常生活・療養生活を支えるための介護給付や、適切なサービス利用及び生活上の意思決定を支えるための相談支援に関する各種サービスの利用増加が予想されます。

あわせて、社会全体としても障害への理解と受容が進み、障害のある人の社会参加や自己実現への意欲が高まっていることから、外出、意思疎通、日中の居場所確保に関する支援や、経済的自立に向けた就労支援についても、ニーズの増加が見込まれます。

#### (1) 訪問系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
居宅介護	人	515	574	639
	時間	11,069	12,501	14,118
重度訪問介護	人	64	78	92
	時間	23,526	28,673	33,819
同行援護	人	47	49	51
	時間	1,296	1,377	1,463
行動援護	人	76	80	84
	時間	2,485	2,572	2,663
合計	人	702	781	866
	時間	38,376	45,123	52,063

- 居宅介護は一定水準の増加が続きます。
- 重度訪問介護は、障害者の高齢化・重度化等の影響から著しい増加が続きます。
- 同行援護・行動援護については、利用が緩やかに増加していきます。

## (2) 日中活動系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
生活介護	人	475	490	505
	人日	9,053	9,065	9,079
自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1
	人日	22	22	22
自立訓練(生活訓練)	人	83	93	104
	人日	699	746	796
就労移行支援	人	56	58	61
	人日	926	963	1,000
就労継続支援(A型)	人	237	282	335
	人日	4,365	5,050	5,842
就労継続支援(B型)	人	493	553	620
	人日	7,669	8,375	9,146
就労定着支援	人	30	32	34
療養介護	人	27	27	27
短期入所	人	233	285	348
	人日	1,023	1,144	1,279

- 就労継続支援(A型・B型)は着実に増加し、就労移行支援・就労定着支援も徐々に増加していきます。
- 自立訓練については、生活訓練は増加が続きますが、機能訓練の利用は限定的となります。
- 短期入所は一定水準の増加が続きます。
- 生活介護・療養介護の利用は横ばいとなります。

### (3) 居住系サービスの見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
共同生活援助	人	237	262	289
施設入所支援	人	123	121	120
自立生活援助	人	1	1	1

- 共同生活援助は、事業所の新設とともに利用の増加が続きます。
- 施設入所支援は、高齢の入所者が亡くなるなどにより徐々に減少していきます。
- 自立生活援助の利用は限定的となります。

### (4) 計画相談支援等の見込量

(1か月当たりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
計画相談支援	人	1,328	1,404	1,485
地域移行支援	人	3	4	5
地域定着支援	人	112	114	116

- 計画相談支援利用は、相談支援のニーズの定着により増加傾向が続きます。
- 地域移行支援・地域定着支援は緩やかに増加していきます。

## (5) 地域生活支援事業の見込量

(1年間の見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	件	8,692	9,544	10,480
成年後見制度利用支援事業(※)	件	55	63	70
意思疎通支援事業	件	732	766	799
日常生活用具給付等事業	件	5,218	5,218	5,218
移動支援事業	時間	26,467	27,420	28,408
日中一時支援事業	時間	93,473	96,091	98,782
地域活動支援センター事業	人日	2,360	2,360	2,360

※ 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成を合わせた件数

- 相談支援事業は、障害者の悩み等の多様化により今後も着実に増加していきます。
- 成年後見制度利用支援事業は、障害者及び家族等の高齢化や制度の浸透により、今後も大幅に増加していきます。
- 意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業については、安定的なニーズにより緩やかに利用が増加します。
- 日常生活用具給付等事業の利用は横ばいとなります。
- 地域活動支援センター事業の利用は横ばいが見込まれますが、障害のある人の社会参加の場として事業を積極的に広報し、利用促進に努めます。

## 2 第3期宇治市障害児福祉計画のサービス見込量

発達障害をはじめとする児童の障害を、疑いのある段階から早期発見し、適切な発達支援につなげる必要性が広く浸透してきたことにより、障害児の通所支援や相談支援に関する各種サービスの利用は今後も増加が見込まれます。

(1か月あたりの見込量)

区分	単位	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
児童発達支援	人	312	343	377
	人日	1,839	1,997	2,167
医療型児童発達支援	人	1	1	1
	人日	9	9	9
放課後等デイサービス	人	552	592	635
	人日	6,660	7,337	8,084
保育所等訪問支援	人	53	63	74
	人日	53	63	74
居宅訪問型児童発達支援	人	5	5	5
	人日	18	18	18
障害児相談支援	人	814	863	914
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	12	12	12

- 児童発達支援・放課後等デイサービスは、ともに増加傾向が続き、特に放課後等デイサービスは、事業所の新規開設と大幅な増加が続きます。
- 保育所等訪問支援及び障害児相談支援についても、早期療育等に関する理解の浸透により今後も利用が増加していきます。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターについては、市内の事業所等での配置が定着する見通しです。



## 第6章 目標実現のための方策

障害福祉サービス等の整備目標（第4章）及び必要なサービスの見込量（第5章）に即して、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を送ることができるよう、包括的な視点から、次のとおり実現のための方策を設定します。

### 1 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で将来にわたって安心・安全に暮らしていけるよう、次の方策により、安定的な障害福祉サービス等の提供体制の整備を図ります。

- (1) 障害福祉サービス事業所等の開設を目指す事業者等に対し、障害福祉に係る法令・制度や地域の現状等の情報を積極的に提供するなどにより、事業所の新規開設を促進し、サービス提供体制の充実を図ります。
- (2) 障害のある人が必要な支援を受けるには、福祉サービスの質の向上が重要であることから、京都府と連携して事業所の状況把握や適正な事業運営の確保に努めるとともに、事業改善に資する好事例等の情報について、各事業所との共有を進めます。
- (3) 障害福祉サービス事業所等による福祉人材の確保を支援するため、福祉職場就職フェアの開催等の施策を実施するとともに、若年層が福祉職場の魅力や働きがいを理解し、将来的な福祉職場への就職につながるよう、職場体験学習等を通じた教育課程での啓発に努めます。
- (4) 居住支援などの総合的な支援機能を有する地域生活支援拠点について、市内の各拠点と協働で緊急時の受け入れなどの課題に係る検討・取り組みを行うことで機能強化を図り、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくりを目指します。

### 2 相談支援体制の整備

障害のある人が、必要とするサービスを適切に利用するとともに、生活上の様々な課題に対応し、伴走することができるよう、次の方策により、各種ニーズに対応する相談支援体制の整備を図ります。

- (1) 障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、障害者生活支援センター・指定特定相談支援事業所・地域生活支援拠点等による総合的な相談支援体制の強化に向け、障害者生活支援センターの増設などの方策の検討・実施に努めます。
- (2) それぞれの人が必要なサービスを受けるためには、事前に「計画相談支援」により最適なサービス等利用支援計画が作成されることが重要であることから、相談支援員の確保や相談支援スキルの向上など、相談支援機能の充実を図ります。
- (3) 障害児相談支援は、児童の心身の状態や本人・家族の意向を踏まえた適切な支援を行ううえで、関係機関を繋ぐ中心となる重要な役割を担っています。障害の疑いのある段階から、本人や家族に継続的に相談支援を提供できる体制の整備に努めます。

### 3 就労支援の強化

障害のある人が多様なかたちでの就労により、経済的な基盤を確保し、地域で自立した生活を送ることができるよう、次の方策により就労支援の強化を図ります。

- (1) 一般就労移行を促進するため、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、一般企業等のニーズや障害特性等に即した支援体制の充実を図ります。また、就労定着支援事業所等と連携し、一般就労移行後の継続的な支援体制の確保及び就労定着の状況把握に努めます。
- (2) 一般就労への移行が困難な福祉施設就労者の工賃の向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの優先調達の推進に加え、市の施設・イベント等における販売機会の提供等により、事業所の生産活動を支援します。また、事業所との協働により、更なる工賃向上の取り組みを検討・実施します。
- (3) 障害者雇用や障害者就労施設等の生産活動への理解や協力を求めるため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて市民及び市内企業に対して啓発を行うとともに、障害者雇用や施設等の生産活動を促進するため、農業・産業の分野と連携した取組について検討します。

### 4 発達障害のある児童等への支援

発達障害やその疑いのある児童が、障害または発達支援の必要性の早期発見により、個々の特性を踏まえた専門性の高い療育を身近な地域で受けることができるよう、次の方策を実施します。

- (1) 発達障害やその疑いのある児童に対しては、疑いのある段階から発達支援を要する児童を早期発見し、早期支援を行うことが重要です。行政、こども発達支援センター、療育施設、医療機関等が連携し、乳幼児期から専門性の高い発達支援を受けられる体制の充実に努めます。
- (2) 発達障害やその疑いのある児童について、保護者等の家族が児童の特性を理解して適切に対応ができるよう、保護者同士が交流して悩み事や経験者の知識を共有できる場の確保など、家族支援の充実に努めます。
- (3) 育ちの場である保育・教育機関等による支援に加えて、発達相談員等が幼稚園や保育園等を巡回し、各園と連携して支援を行うことにより、より質の高い保育等の実施を目指すとともに、家族の不安の軽減に努めます。

## 5 関係機関等との連携及び情報提供の充実

様々な障害種別がある中で、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人一人に必要なサービスは福祉・保健・医療など多分野に及ぶことから、次の方策により、各分野の関係機関との連携及び障害のある人への情報提供の充実に努めます。

- (1) 障害者生活支援センター、地域自立支援協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害福祉サービス事業所等との連携により、福祉現場からの情報をもとに地域の課題やニーズを把握し、障害福祉施策やサービス提供体制の充実に努めます。
- (2) 医療的ケアが必要な人、難病、高次脳機能障害など、障害種別にかかわらず障害のあるすべての人が、広い選択肢の中から真に必要とするサービスを選び、利用できるよう、関係機関と連携し、障害に応じた多様な情報の入手と伝達に努めます。
- (3) 障害のある児童に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。
- (4) 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援の活用など、障害児通所支援事業所が保育・教育機関等と連携し、育ちの場での支援に協力できる体制の確保を図ります。
- (5) 自然災害や感染症等に対しては、平常時から事業所及び保健・医療・危機管理等の関係機関と、発生を見据えた対応方針や資材備蓄等の準備について情報共有するとともに、発生時には事業所及び関係機関と連携し、迅速で的確な対応に努めます。

## 6 市民の障害理解の促進及び障害のある人の社会参加等の支援

障害のある人が、安心して地域で生活するためには、地域で暮らす人々が障害に対する正しい認識を持ち、理解を深めることが重要であることから、次の方策により、市民への啓発を促進します。

- (1) 「宇治市手話言語条例」の理念に基づき、手話はもとより、要約筆記・点訳・音訳・拡大写本・代筆・代読等の多様な意思疎通手段の普及や障害理解を促進するため、市民団体・企業・公共機関・学校等への出前講座等の啓発活動を実施するとともに、障害のある人が障害種別に応じた様々な媒体で読書に親しめる環境を整備します。
- (2) 小・中学校において、「宇治学」等の課程を通じた体系的な福祉学習を実施するとともに、障害のある児童とない児童が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を図るなど、共生社会の実現に向けて年少期からの障害理解や交流の促進に努めます。
- (3) 障害のある人が気軽に社会参加できるよう、文化芸術・スポーツ・レクリエーションに関するイベント等の開催や情報提供を積極的に行い、障害のある人の自己実現や生きがいづくりを支援します。
- (4) 障害のある人の市主催イベントへの参加や障害者週間記念事業での啓発等を通して、広く地域の人々と交流する機会を確保し、共生社会の理念の普及に努めます。
- (5) 市職員に対して啓発のための研修や情報提供を広く実施し、障害に対する正しい認識及び合理的配慮の徹底を図ります。

## 7 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

本市においても、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。

### 【PDCAサイクルとは】

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

## 《パブリックコメント》

だい きう じ し しょうがいしゃふくしきほんけいかく しょあん  
**第 3 期宇治市障害者福祉基本計画（初案）** への  
 いけんぼしゅう  
**意見募集について**

～ しみん みなさま いけん を およ せ ください ～

う じ し しょうがい ひと しさく かん きほんてき けいかく へいせい  
 宇治市では、障害のある人のための施策に関する基本的な計画として、平成 2  
 4 年 3 月に「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念と  
 する「第 2 期宇治市障害者福祉基本計画」を策定し、障害のある人の生活  
 にかか こうはん しさく じぎょう すいしん れいわ ねんど けいかく  
 に関わる広範な施策と事業を推進してきましたが、令和 5 年度をもって計画  
 きかん しゅうりょう ひ つづ そうごうてき けいかくてき しさく すいしん はか  
 期間を終了することから、引き続き総合的かつ計画的な施策の推進を図るた  
 め、「第 3 期宇治市障害者福祉基本計画」を策定することとしました。

たび だい きう じ し しょうがいしゃふくしきほんけいかく しょあん と  
 この度、「第 3 期宇治市障害者福祉基本計画（初案）」を取りまとめましたの  
 ほんあん たい しみん みなさま いけんとう ぼしゅう こんご  
 で、本案に対しまして、市民の皆様からのご意見等を募集します。今後、いた  
 だいた いけんとう こうりよ さら けんとう すず  
 だいたご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

う じ し ふくし ぶ しょうがいふくしか  
 宇治市福祉こども部障害福祉課

# いけんとう ほしゆう ご意見等の募集

## だい 第1 いけんとう ていしゆつ かた 第1 意見等を提出できる方

- (1) ほんし ざいじゆう ざいきん ざいがくしや  
本市の在住、在勤、在学者
- (2) ほんし くいきない じむしょまた じぎょうしょ こじんおよ ほうじん た だんたい  
本市の区域内に事務所又は事業所がある個人及び法人その他の団体
- (3) ほんし たい のうぜいぎ む こじんおよ ほうじん  
本市に対して納税義務がある個人及び法人
- (4) ぜんかくごう かか ほんけいかくしよあん りがいかんけい ひと  
前各号に掲げるもののほか、本計画初案に利害関係がある人

## だい 第2 ていしゆつ ほうほう 第2 提出の方法

しょめん しめい じゅうしょ いけんとう きにゆう か き ていしゆつさき ていしゆつ  
書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出  
してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に  
きにゆう けっこう  
記入していただいても結構です。

ていしゆつ いけんとう じゅうしょ しめいとう こじんじょうほう ほご  
提出されたご意見等、住所、氏名等については、「個人情報保護  
かん ほうりつ きてい もと てきせい かんり  
に関する法律」の規定に基づき、適正に管理いたします。

## だい 第3 ていしゆつさき 第3 提出先

- (1) じさん しょうがいふくしか しやくしょ かい  
持参： 障害福祉課（市役所1階）
- (2) ゆうびん 611-8501 うじしうじびわ ばんち うじししょうがいふくしか あて  
郵便： 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市障害福祉課 宛
- (3) ファクシミリ： 0774-22-7117
- (4) だんし  
電子メール： shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp
- (5) しないこうきょうしせつ せっち しみん こえとうしよぼこ  
市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」

#### だい 第4 ぼしゆうきかん 募集期間

れいわ ねん がつ にち すい から れいわ ねん がつ にち きん  
令和5年12月20日(水) から令和6年1月19日(金) まで

#### だい 第5 と あ わ せ さ き お問い合わせ先

このパンフレットについてのお問い合わせは、しょうがいふくしか 障害福祉課までお願いします。

また、パブリックコメントのあんないおよご案内及び「だい きう じ し しょうがいしゃふくしきほんけいかく第3期宇治市障害者福祉基本計画  
(しょあん初案)」は、う じ し宇治市ホームページにもけいさい掲載しております。

でんわばんごう 電話番号 : 0774-21-0419 (しょうがいふくしかちよくつう障害福祉課直通)

ホームページ : <https://www.city.uji.kyoto.jp/> (宇治市トップページ)

う じ し宇治市トップページ ⇒ しせい市政 ⇒ じょうほうこうかい情報公開 ⇒ パブリックコメントパブリックコメント

よお寄せいただいたいけんとう とご意見等の取りまとめの結果及びけつかおよ いけんとう たい かいとうご意見等に対する回答に  
つきましては、れいわ ねん がつごろ う じ し令和6年3月頃に宇治市ホームページにてこうひょうよてい公表予定です。  
こうひょう さい公表に際して、いけんとういがい きさいご意見等以外に記載された内容(住所・氏名等)については  
こうひょう公表いたしません。また、よお寄せいただいたいけんとう たい かいとうご意見等に対する個別の回答はい  
たしませんので、りょうしょうあらかじめご了承ください。

だい きう じ し 第3期宇治市しょうがいしゃふくしきほんけいかく 障害者福祉基本計画しょあん (初案) たい に対する  
いけんとうきにゆうようし  
 意見等記入用紙

<small>じゅうしょ ひつす</small> 住所 (※必須) <small>ほうじんとく しょざいち</small> (法人等は所在地)	〒      ー			
<small>ふりがな</small> 氏名 (※必須) <small>ほうじんとく めいしやうおよび</small> (法人等は名称及び <small>だいひやうしやしめい</small> 代表者氏名)				
<small>がいたう</small> 該当するものに○ <small>ひつす</small> (※必須)	<small>ざいじゅう ざいきん ざいがく</small> ① 在住、在勤、在学	<small>しなひ じむしょ ほうじん こじんとう</small> ② 市内に事務所がある法人・個人等	<small>のうぜいぎむしや</small> ③ 納税義務者	<small>たりがいかんけい ひと</small> ④ その他利害関係がある人

<small>いけんとうきにゆうらん</small> 意見等記入欄	
--------------------------------------	--



意見等記入欄

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただきます場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については「個人情報保護に関する法律」の規定に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

提出先

持参：障害福祉課（宇治市役所1階）まで

郵便：〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地 宇治市障害福祉課 宛

ファクシミリ：0774-22-7117

電子メール：shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp

## 《パブリックコメント》

# 第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）への意見募集について

～ 市民の皆様のご意見をお寄せください ～

宇治市では、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」等の規定に基づいて令和3年3月に「第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス提供体制の計画的な整備を推進してきましたが、令和5年度をもって計画期間を終了することから、引き続き計画的な体制整備を図るため、「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画」を策定することとしました。

この度、「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画（初案）」を取りまとめましたので、本案に対しまして、市民の皆様からのご意見等を募集します。今後、いただいたご意見等を考慮して更なる検討を進めてまいります。

宇治市福祉こども部 障害福祉課

# いけんとう ほしゆう ご意見等の募集

## だい 第1 いけんとう ていしゆつ かた 第1 意見等を提出できる方

- (1) ほんし ざいじゆう ざいきん ざいがくしや  
本市の在住、在勤、在学者
- (2) ほんし くいきない じむしょまた じぎょうしょ こじんおよ ほうじん た だんたい  
本市の区域内に事務所又は事業所がある個人及び法人その他の団体
- (3) ほんし たい のうぜいぎ む こじんおよ ほうじん  
本市に対して納税義務がある個人及び法人
- (4) ぜんかくごう かか ほんけいかくしよあん りがいかんけい ひと  
前各号に掲げるもののほか、本計画初案に利害関係がある人

## だい 第2 ていしゆつ ほうほう 第2 提出の方法

しょめん しめい じゆうしょ いけんとう きにゆう か き ていしゆつさき ていしゆつ  
書面に氏名、住所、ご意見等をご記入のうえ、下記の提出先のいずれかへ提出  
してください。その際の書面につきましては、別紙の意見等記入用紙以外の用紙に  
きにゆう けっこう  
記入していただいても結構です。

ていしゆつ いけんとう じゆうしょ しめいとう こじんじょうほう ほご  
提出されたご意見等、住所、氏名等については、「個人情報保護  
かん ほうりつ きてい もと てきせい かんり  
に関する法律」の規定に基づき、適正に管理いたします。

## だい 第3 ていしゆつさき 第3 提出先

- (1) じさん しょうがいふくしか しやくしょ かい  
持参： 障害福祉課（市役所1階）
- (2) ゆうびん 611-8501 うじしうじびわ ばんち うじししょうがいふくしか あて  
郵便： 〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地 宇治市障害福祉課 宛
- (3) ファクシミリ： 0774-22-7117
- (4) だんし  
電子メール： shougai-fukushi@city.uji.kyoto.jp
- (5) しないこうきょうしせつ せっち しみん こえとうしょぼこ  
市内公共施設に設置している「市民の声投書箱」

#### だい 第4 ぼしゅうきかん 募集期間

れいわ ねん がつ にち すい から れいわ ねん がつ にち きん  
令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

#### だい 第5 と あ さき お問い合わせ先

このパンフレットについてのお問い合わせは、<sup>しょうがいふくしか</sup>障害福祉課までお願いします。

また、パブリックコメントの<sup>あんないおよ</sup>ご案内及び「<sup>だい きう じ し しょうがいふくしけいかく</sup>第7期宇治市障害福祉計画・<sup>だい き</sup>第3期  
<sup>うじししょうがいふくしけいかく</sup>宇治市障害児福祉計画（<sup>しょあん</sup>初案）」は、<sup>うじし</sup>宇治市ホームページにも<sup>けいさい</sup>掲載しております。

<sup>でんわばんごう</sup>電話番号：0774-21-0419（<sup>しょうがいふくしかちよくつう</sup>障害福祉課直通）

ホームページ：<https://www.city.uji.kyoto.jp/>（宇治市トップページ）

<sup>うじし</sup>宇治市トップページ ⇒ <sup>しせい</sup>市政 ⇒ <sup>じょうほうこうかい</sup>情報公開 ⇒ <sup>パブリックコメント</sup>パブリックコメント

<sup>よ</sup>お寄せいただいた<sup>いけんとう と</sup>ご意見等の取りまとめの結果及び<sup>けつかおよ</sup>ご意見等に対する<sup>いけんとう たい</sup>回答に  
<sup>かいとう</sup>つきましては、<sup>れいわ ねん がつごろ</sup>令和6年3月頃に<sup>うじし</sup>宇治市ホームページにて<sup>こうひょうよてい</sup>公表予定です。

<sup>こうひょう</sup>公表に際して、<sup>さい</sup>ご意見等以外に<sup>いけんとういがい</sup>記載された<sup>きさい</sup>内容（<sup>ないよう</sup>住所・<sup>じゅうしょ</sup>氏名等）については  
<sup>こうひょう</sup>公表いたしません。また、<sup>よ</sup>お寄せいただいた<sup>いけんとう たい</sup>ご意見等に対する<sup>こべつ</sup>個別の<sup>かいとう</sup>回答はい  
たしませんので、<sup>りょうしょう</sup>あらかじめご了承ください。

だい きう じ し しょうがいふくしけいかく だい きう じ し しょうがいふくしけいかく  
 「第7期宇治市障害福祉計画・第3期宇治市障害児福祉計画  
 しょあん たい いけんとうきにゆうようし  
 (初案)」に対する意見等記入用紙

じゅうしょ ひつす 住所 (※必須) ほうじんとう しょざいち (法人等は所在地)	〒 —		
ふりがな 氏名 (※必須) ほうじんとう めいしょうおよび だいひょうしめい (法人等は名称及び 代表者氏名)			
がいとう 該当するものに○ ひつす (※必須)	ざいじゅう ざいきん ざいがく ① 在住、在勤、在学	しない じむしょ ほうじん こじんとう ② 市内に事務所がある法人・個人等	
	のうぜいぎむしや ③ 納税義務者	たりがいかんけい ひと ④ その他利害関係がある人	

いけんとうきにゆうらん 意見等記入欄	(Large empty area with horizontal dashed lines for writing)
-----------------------	---

意見等記入欄 <small>いけんとうきにゅうらん</small>	

- 必須項目については、必ず記入してください。また、ご意見等の内容を確認させていただく場合があります。
- 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。
- 提出されたご意見等、住所、氏名等については「個人情報保護に関する法律」の規定に基づき、適正に管理いたします。
- 意見募集結果の公表に際して、ご意見等以外に記載された内容（住所・氏名等）については公表いたしません。

**提出先**  
ていしゅつさき

持参：障害福祉課（宇治市役所1階）まで  
じさん しょうがいふくしか うじしやくしょ かい

郵便：〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地 宇治市障害福祉課 宛  
ゆうびん うじしうじびわ ばんち うじししょうがいふくしか あて

ファクシミリ：0774-22-7117

電子メール：shougai Fukushi@city.uji.kyoto.jp  
でんし